

小平市
次世代育成支援行動計画
後期計画（平成22年度～26年度）

素案

平成21年11月

小平市

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象期間	3

第 2 章 小平市の子どもと家庭をとりまく現状と課題

1 小平市の状況	4
2 子育て家庭の生活実態と青少年の意識	22
3 現状分析と主な課題	32

第 3 章 計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念	36
2 基本的な視点	37
3 施策の体系	38

第 4 章 施策の展開

1 子育て中のすべての家庭を支援します	39
2 仕事と家庭・子育ての両立を応援します	41
3 配慮が必要な子どもと家庭を支援します	43
4 子どもの健やかな成長を支えます	46
5 子どもの教育環境を充実させます	51
6 子育てが安全・安心にできる環境をつくれます	56

第 5 章 重点施策

第 6 章 目標事業量

1 平日昼間の保育サービス	61
2 夜間帯の保育サービス	62
3 その他	62

第 7 章 計画の推進

1 計画の推進	64
2 計画の進捗状況の把握	64
3 計画の実施状況の公表	64

資料編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、様々な問題も浮かび上がっています。このような中、次代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び事業主に、次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。この計画は、次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を推進することを目的とするものです。

これを受けて、小平市は、平成17年3月に「小平市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進してきました。この前期計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の小平市の子育て支援に関する総合的な計画として、後期計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

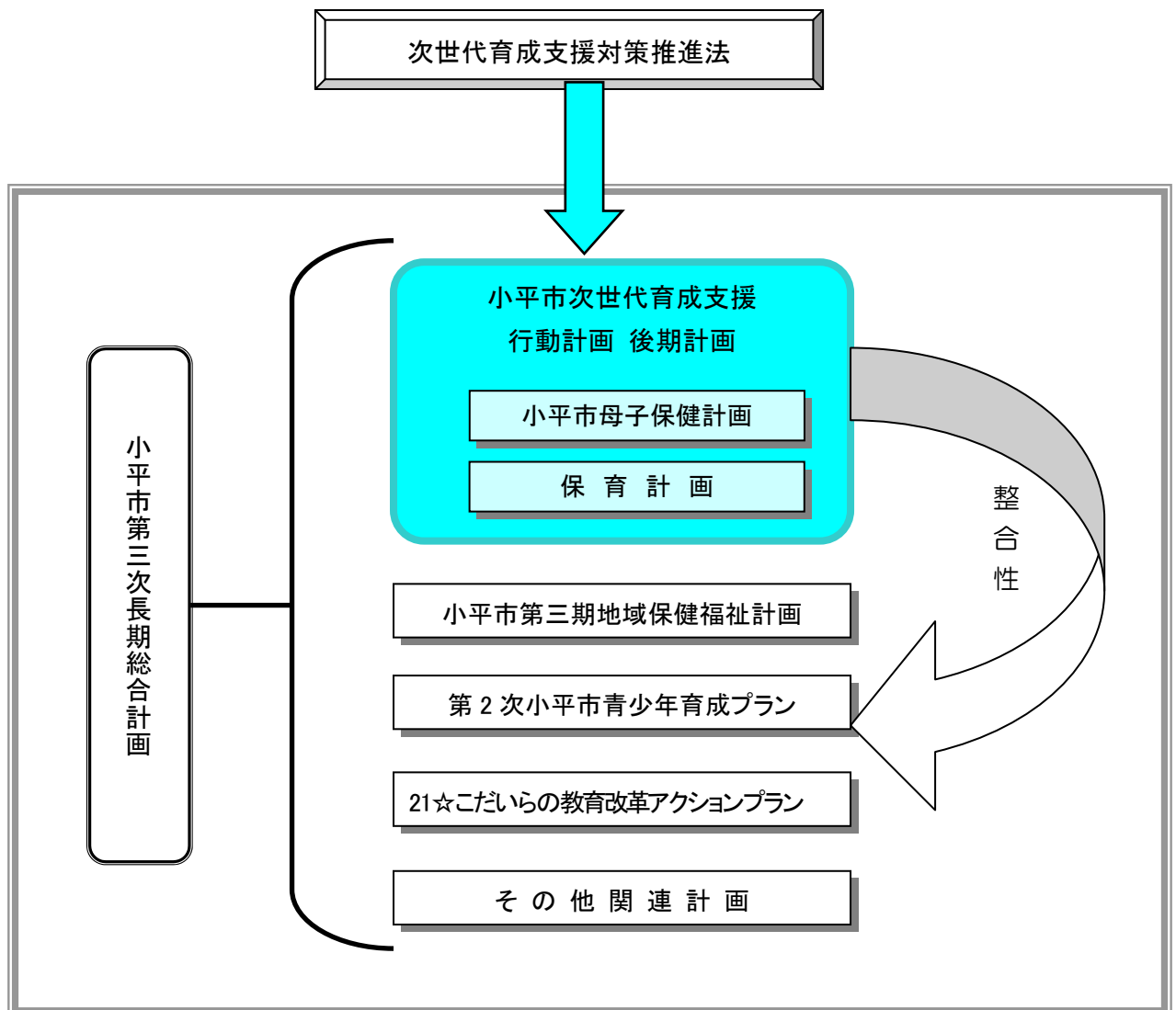
本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」の後期計画に当たります。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「小平市第三次長期総合計画（前期基本計画）」の次世代育成分野における個別計画として位置付けられます。

策定に当たっては、「小平市第三期地域保健福祉計画」、「第 2 次小平市青少年育成プラン」、「21☆こだいらの教育改革アクションプラン」などの関連計画との整合性を図りました。

また、本計画は、「小平市母子保健計画」、児童福祉法第 56 条の 8 に定められた保育計画を包含します。



3 計画の対象期間

本計画は、前期計画の対象期間終了後の、平成 22 年度から平成 26 年度までを対象期間とします。



4 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、小平市子育て支援協議会での検討を踏まえて策定しました。

小平市子育て支援協議会は、学識経験者や保育園、幼稚園、学校、医師会等関係機関の代表者、地域福祉関係者、公募市民などから構成され、次世代育成支援対策推進法第 21 条の「次世代育成支援対策地域協議会」として、市の子育て支援施策について検討を行っています。

また、計画の内容が、児童福祉や保健・医療、教育、まちづくり、防犯など幅広い分野にわたることから、関係課 21 課で構成する計画策定庁内会議において、計画の検討を行いました。

(2) 実態把握

本計画の策定に当たって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、青少年の意識と生活実態を総合的に把握するために実施した「小平市青少年の意識・実態調査」についても、計画策定のための資料として活用しました。

(3) 意見の聴取

(今後)

第 2 章 小平市の子どもと家庭をとりまく現状と課題

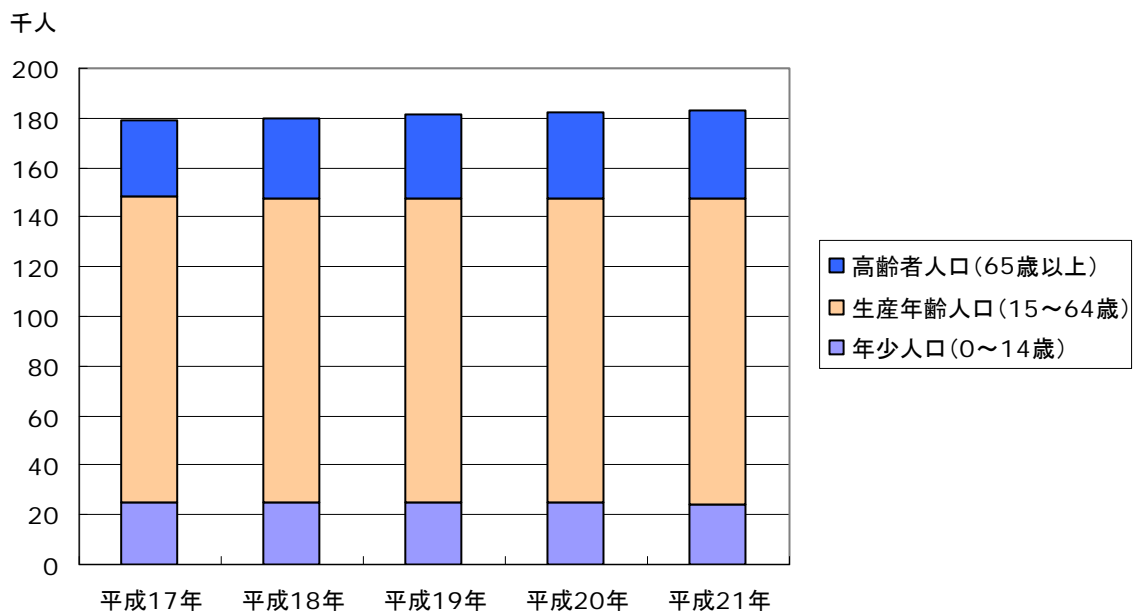
1 小平市の状況

(1) 人口

① 人口の推移

小平市の人口は、微増で推移していますが、年少人口（0歳～14歳）はゆるやかに減少しており、小平市においても少子高齢化が進んでいることが分かります。

図 1-1-1 年少・生産年齢・高齢者人口



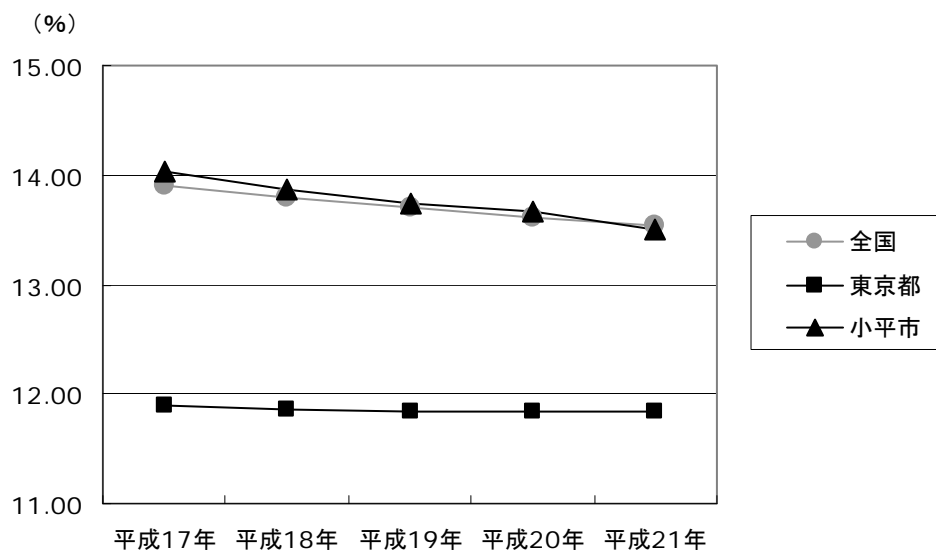
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
総人口(人)	179,367	180,217	181,261	182,293	183,129
年少人口 0～14 歳(人)	24,918	24,687	24,668	24,652	24,436
0～4 歳(人)	8,137	7,784	7,837	7,809	7,742
5～9 歳(人)	8,521	8,490	8,294	8,243	8,113
10～14 歳(人)	8,260	8,413	8,537	8,600	8,581

資料:小平市住民基本台帳、外国人登録に基づく(各年4月1日現在)

② 年少人口構成比

小平市の年少人口が総人口に占める割合（年少人口構成比）は、平成 17 年以降、全国水準とほぼ同様に推移しています。また、東京都と比較すると、平成 21 年には、約 1.7 ポイント上回っています。

図 1-1-2 年少人口構成比



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
全国(人)	13.91	13.80	13.70	13.62	13.54
東京都(人)	11.89	11.86	11.84	11.84	11.84
小平市(人)	14.04	13.87	13.74	13.66	13.51

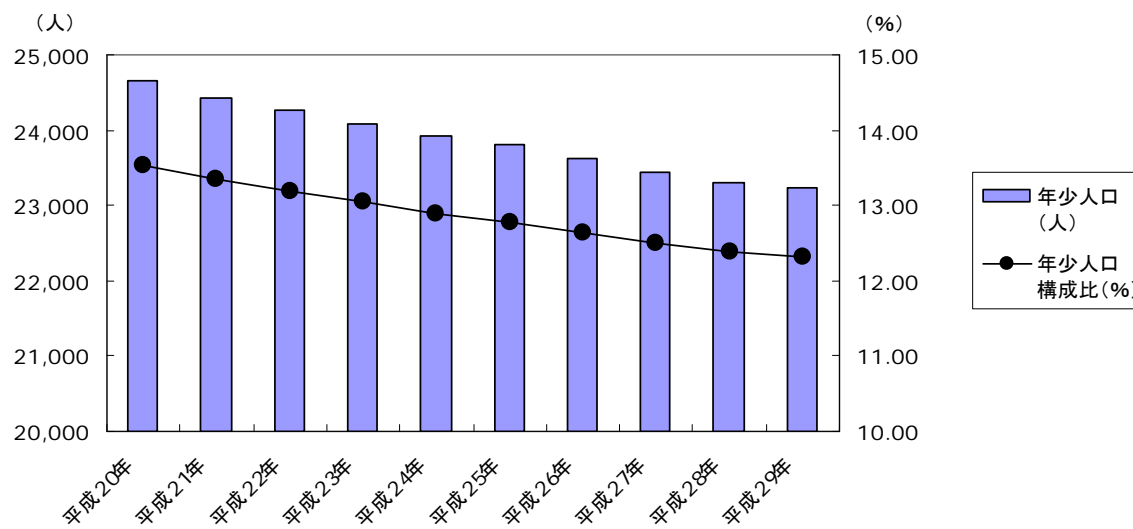
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(各年 3 月 31 日現在)
東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年 1 月 1 日現在)

③ 小平市の将来人口推計

将来人口推計によると、小平市の総人口は今後増加すると見込まれますが、年少人口は、平成 21 年の 24,436 人から平成 29 年には 23,225 人に減少すると予測されます。

これに伴い、年少人口構成比も今後低下し、平成 21 年の 13.34%から平成 29 年には 12.32%になると推計されます。

図 1-1-3 小平市の将来人口推計(年少人口)



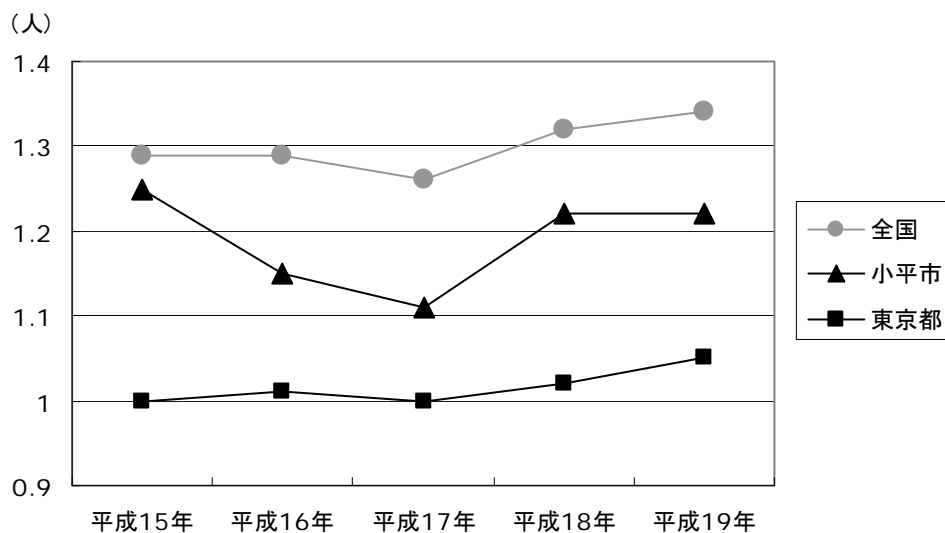
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総人口(人)	182,293	183,129	183,931	184,722	185,481
年少人口 0~14 歳(人)	24,652	24,436	24,261	24,092	23,914
年少人口構成比(%)	13.52	13.34	13.19	13.04	12.89
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口(人)	186,229	186,898	187,521	188,072	188,544
年少人口 0~14 歳(人)	23,810	23,614	23,432	23,295	23,225
年少人口構成比(%)	12.79	12.63	12.50	12.39	12.32

※平成 20 年・21 年は 4 月 1 日現在の実績値、平成 22 年～29 年は児童課による推計値

④ 合計特殊出生率

小平市の合計特殊出生率^{→1}は、平成15年から17年にかけて低下しましたが、平成18年には上昇し1.22となっています。全国水準をやや下回っていますが、東京都の水準は上回っています。

図1-1-4 合計特殊出生率



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全国(人)	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34
東京都(人)	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05
小平市(人)	1.25	1.15	1.11	1.22	1.22

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成19年)
東京都「東京都人口動態統計」(平成19年)

^{→1} 合計特殊出生率

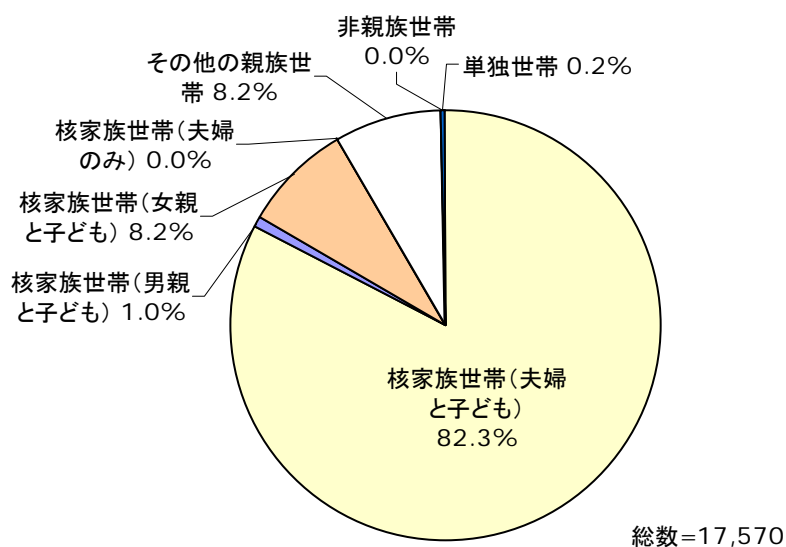
その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。仮に女性がこの年の年齢別出生率にしたがって子どもを生んでいった場合、生涯に生む平均の子ども数に相当する。

(2) 世帯と家族

① 世帯構成

小平市の一般世帯^{→1}77,873 世帯のうち、18 歳未満親族のいる一般世帯は 17,570 世帯 (22.6%) となっています。18 歳未満親族のいる一般世帯の世帯構成について見ると、「核家族世帯 (夫婦と子ども)」が 82.3%と最も多く、次いで「核家族世帯 (女親と子ども)」「その他の親族世帯」が 8.2%となっています。

図 1-2-1 世帯構成(18 歳未満親族のいる一般世帯)



世帯構成	世帯数	構成比 (%)
核家族世帯(夫婦と子ども)	14,465	82.3
核家族世帯(男親と子ども)	181	1.0
核家族世帯(女親と子ども)	1,438	8.2
核家族世帯(夫婦のみ)	1	0.0
その他の親族世帯	1,444	8.2
非親族世帯	1	0.0
単独世帯	40	0.2

資料:「国勢調査」(平成 17 年)

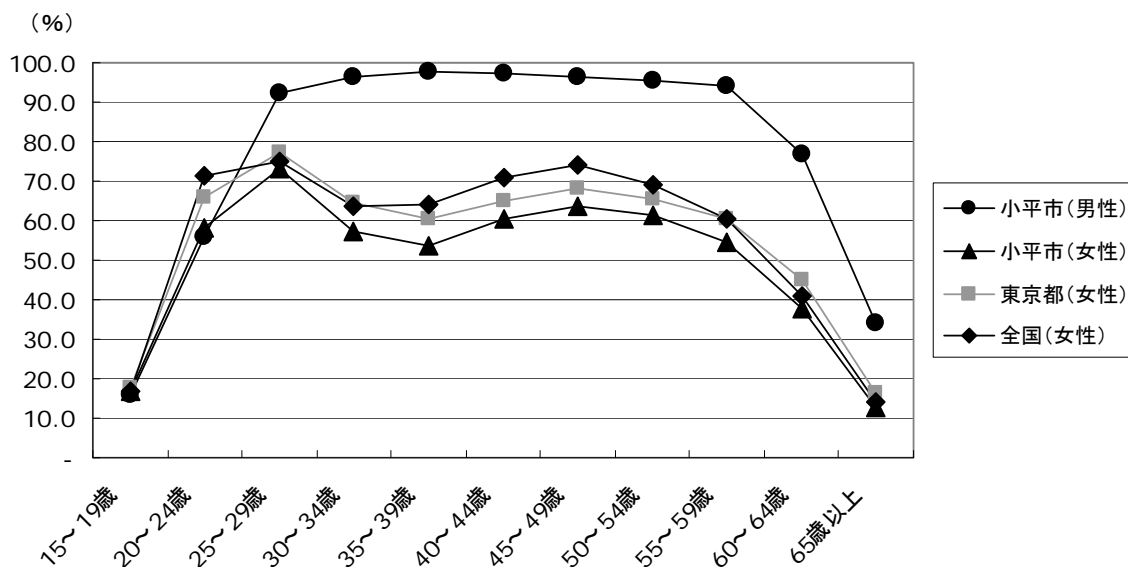
^{→1}一般世帯

施設等の世帯 (学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯) 以外の世帯をいう。

② 労働力率

労働力率¹⁾を男女別、年齢階級別に見ると、男性は25～29歳から55～59歳までの年齢階級で9割を超えています。女性は25～29歳で7割を超えていますが、30～34歳、35～39歳には6割以下まで低下し、40～44歳で再び上昇して45～49歳で第2のピークに達しています。小平市の女性の労働力率は、全国や東京都と比較して低い傾向にあります。

図 1-2-2 労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
小平市男性(%)	15.7	55.7	92.2	96.4	97.7	97.1
小平市女性(%)	16.8	58.1	73.3	57.2	53.9	60.5
東京都女性(%)	17.6	65.9	77.3	64.5	60.3	65.0
全国女性(%)	16.9	71.3	75.2	63.6	63.9	70.9
	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
小平市男性(%)	96.6	95.5	94.0	76.8	34.0	
小平市女性(%)	63.5	61.4	54.6	37.8	12.8	
東京都女性(%)	68.1	65.7	60.2	45.2	16.5	
全国女性(%)	73.9	69.1	60.4	40.8	14.2	

資料:「国勢調査」(平成 17 年)
「東京の人口」(平成 21 年)

¹⁾ 労働力率

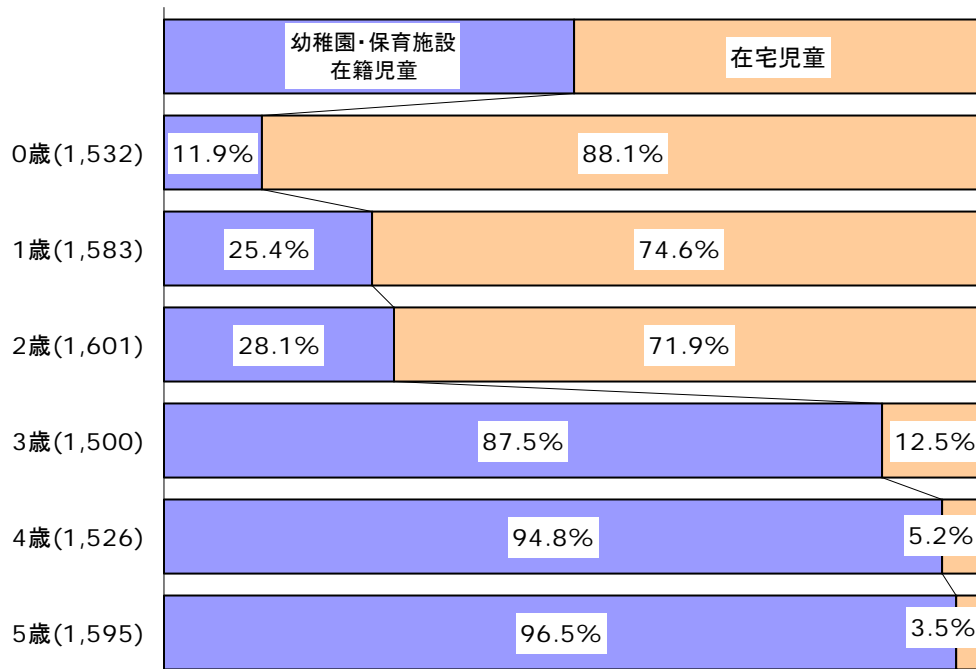
就業者数と完全失業者数(就労を希望している人の数)とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

(3) 保育・子育て支援

① 幼稚園・保育施設の在籍児童と在宅児童の割合

市内在住児童に対する幼稚園・保育施設の在籍児童の割合を見ると、0歳では約1割、1～2歳では3割弱となっています。3歳以上では、幼稚園等に通う児童が多くなるため、ほとんどの児童が幼稚園や保育施設に在籍しているという結果となっています。

図 1-3-1 幼稚園・保育施設の在籍児童と在宅児童の割合



資料: 児童課

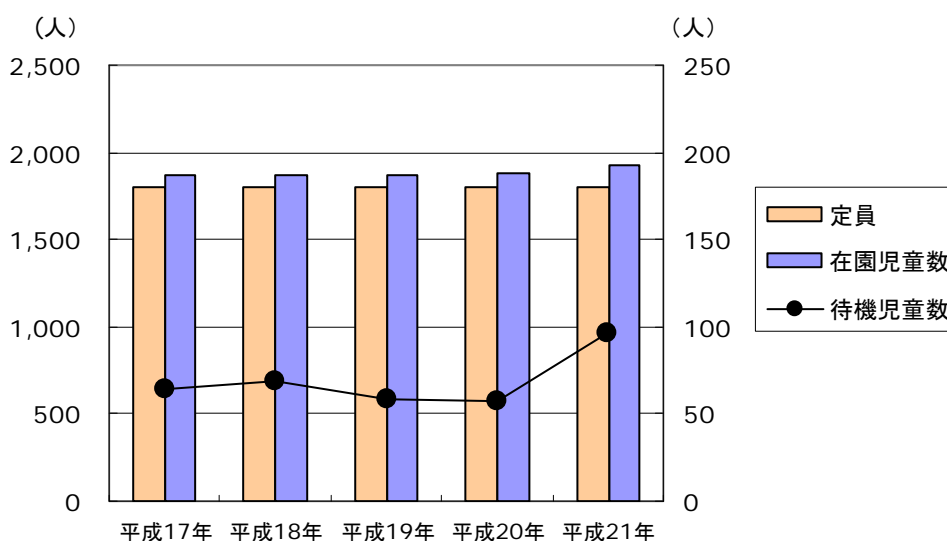
※平成 21 年 4 月 1 日現在

② 保育園の状況

保育園（認可保育所^{→1}）の定員は1,806人となっています。在園児童数は平成17年には1,866人でしたが、その後、定員の弾力化^{→2}などにより増加し、平成21年には1,921人となっています。

待機児童数は、平成17年の64人から平成20年には57人へと減少傾向にありましたが、平成21年には96人に増加しています。

図表 1-3-2 保育園の定員・在園児童数・待機児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806
在園児童数(人)	1,866	1,869	1,868	1,876	1,921
待機児童数(人)	64	69	59	57	96

資料: 保育課

※各年 4 月 1 日現在

※市外保育園に通う市内在住児童を含まない。市外在住児童を含む。

^{→1} 認可保育所

国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けたもの。
小平市には、平成21年4月現在、市立保育園10園、私立保育園8園がある。

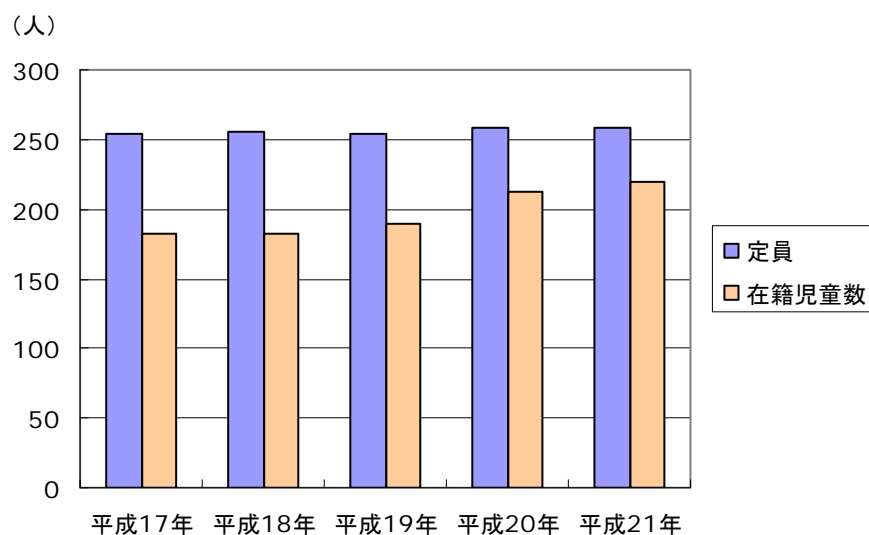
^{→2} 定員の弾力化

保育園の待機児童解消のため、一定の条件（部屋の広さや保育士の数など）の下で定員を超える児童を保育園に受け入れること。

③ 認証保育所・認定保育室の状況

認証保育所、認定保育室^{→1}の在籍児童数は、近年の保育需要の高まりや認定保育室の認証保育所への移行に伴う保育サービス水準の充実などにより、増加傾向にあります。

図表 1-3-3 認証保育所・認定保育室の定員・在籍児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	254	256	254	258	258
在籍児童数(人)	182	183	190	212	219

資料: 保育課

※各年 4 月 1 日現在

※市外在住児童を含む。

^{→1} 認証保育所、認定保育室

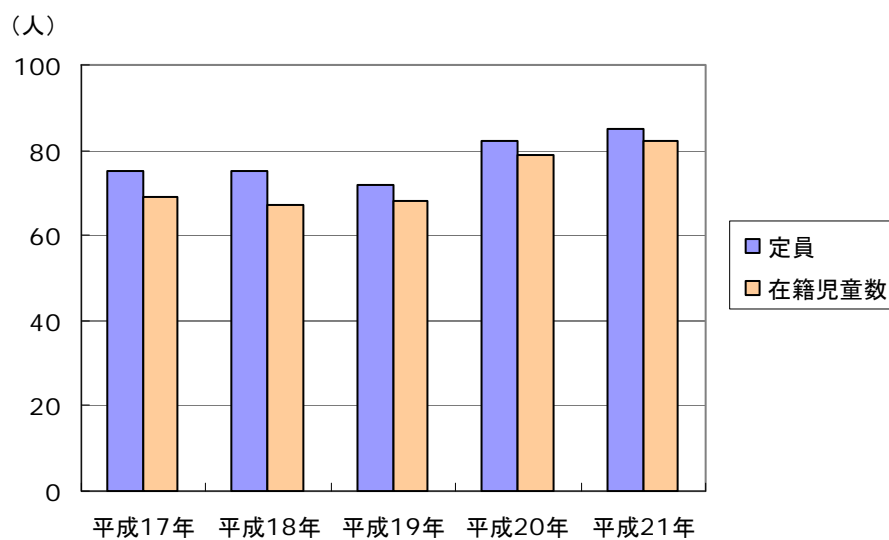
認証保育所は東京都が認証、認定保育室は小平市が認定した保育施設。

小平市には、平成 21 年 4 月現在、認証保育所 8 施設、認定保育室 3 施設がある。

④ 認定家庭福祉員の状況

認定家庭福祉員（保育ママ）^{→1}の在籍児童数は、新たな施設の開設に伴う定員の増加などにより、増加傾向にあります。

図表 1-3-4 認定家庭福祉員の定員・在籍児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	75	75	72	82	85
在籍児童数(人)	69	67	68	79	82

資料：保育課

※各年 4 月 1 日現在

※休業中の認定家庭福祉員を除く。

^{→1} 認定家庭福祉員

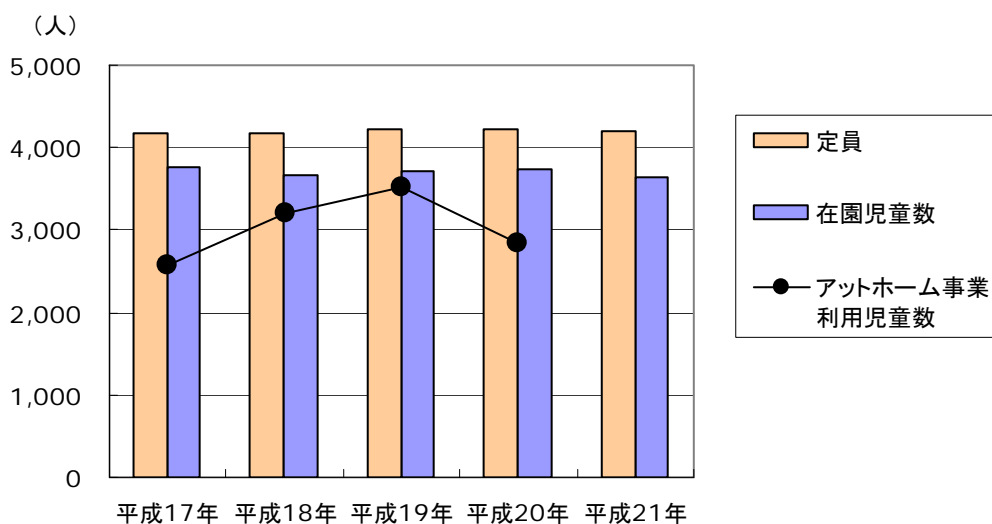
保育者の家庭で子どもを預かるサービス。いわゆる「保育ママ」。
小平市では、平成 21 年 4 月現在 21 施設（休業中を除く）。

⑤ 幼稚園の状況

幼稚園^{→1}の在園児童数は、市外からの通園児童を含め、3,700 人前後で推移しています。

幼稚園アットホーム事業^{→2}の延べ利用児童数は、保育需要の高まりにより年々増加傾向にありましたが、平成 20 年には同事業を実施している 1 園が認定こども園を開設したため、減少しています。

図表 1-3-5 幼稚園の定員・在園児童数・アットホーム事業利用児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	4,165	4,165	4,225	4,225	4,190
在園児童数(人)	3,755	3,661	3,706	3,729	3,634
アットホーム事業 延べ利用児童数(人)	2,582	3,212	3,527	2,839	

資料:保育課

※各年 5 月 1 日現在(ただし、アットホーム事業延べ利用児童数は年間実績)

※満 3 歳児を含む。

※市外幼稚園・類似施設に通う市内在住児童を含まない。市外在住児童を含む。

→1 幼稚園

小平市には、平成 21 年 4 月現在、私立幼稚園 15 園がある。

→2 幼稚園アットホーム事業

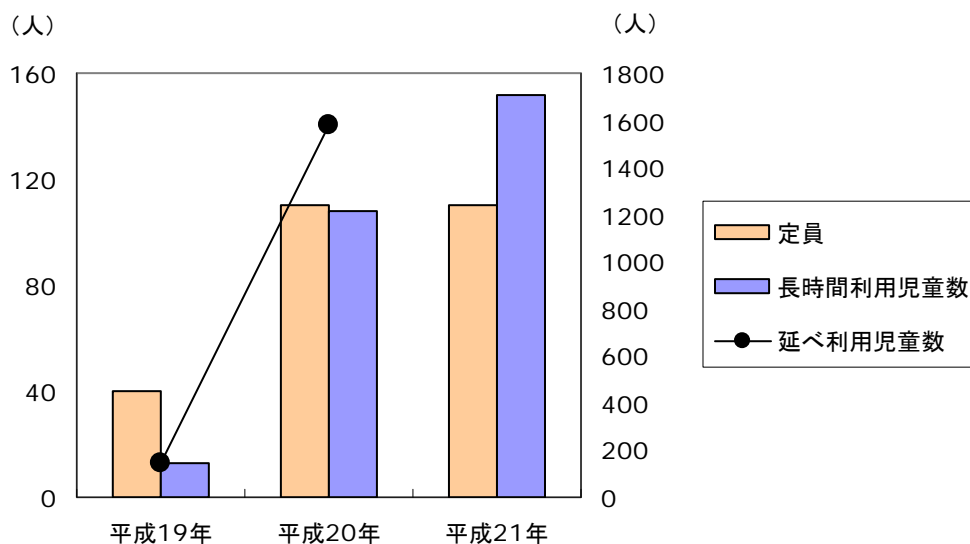
小平市が幼稚園の協力を得て平成 12 年度から独自に実施しているもので、通常の見園時間を延長して、概ね保育園と同様の時間(7:30~18:30)預かるサービス。平成 21 年 4 月現在、8 園が実施。

⑥ 認定こども園の状況

平成19年に幼稚園1園が初めて認定こども園^{→1}として認定され、平成20年にはアットホーム事業を実施している幼稚園1園が新たに認定を受けています。

いずれも幼稚園型の認定こども園であり、開設後、長時間利用児童数が大幅に増加しています。

図表 1-3-6 認定こども園の長時間利用定員と利用児童数



	平成19年	平成20年	平成21年
定員(人)	40	110	110
利用児童数(人)	13	108	152
延べ利用児童数(人)	147	1,582	

資料: 保育課

※各年4月1日現在(平成19年は9月1日現在)(ただし、延べ利用児童数は年間実績)

※市外在住児童を含む。

※長時間利用定員と利用児童数には、0~2歳児の保育施設在籍児童を含む。

※幼稚園型の認定こども園では、幼稚園の長時間利用児童について幼稚園全体の定員の1割までの弾力的な受入が認められている。

^{→1} 認定こども園

小学校就学前の児童に教育と保育を一体的に提供する施設。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4タイプがある。

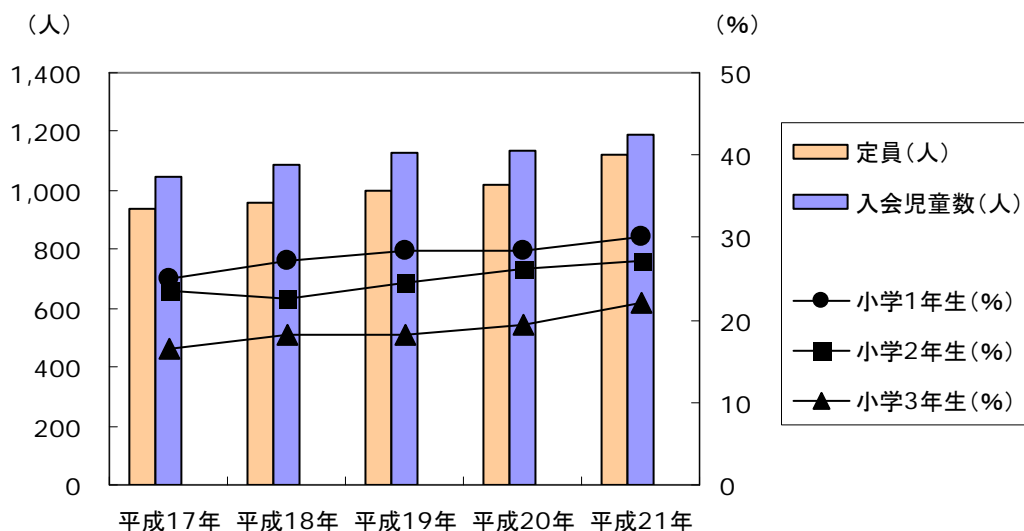
小平市の認定こども園2園は、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」である。

⑦ 学童クラブの状況

学童クラブ¹の入会児童数は、平成17年には1,049人でしたが、平成21年には1,192人に増加しており、定員を上回る状況が続いています。

また、全児童数に対する入会児童数の割合（入会率）は、増加傾向にあります。

図表 1-3-7 学童クラブの定員・入会児童数・入会率



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
定員(人)	940	960	1,000	1,020	1,120
入会児童数(人)	1,049	1,090	1,129	1,134	1,192

資料:児童課

※各年4月1日現在

※障がい児(小学4~6年生)を含む。

全児童※に対する学童クラブ入会児童の割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学1年生(%)	24.9	27.1	28.4	28.4	30.1
小学2年生(%)	23.6	22.6	24.4	26.3	27.1
小学3年生(%)	16.4	18.2	18.1	19.4	22.1

資料:児童課

※各年5月1日現在

¹学童クラブ(放課後児童健全育成事業)

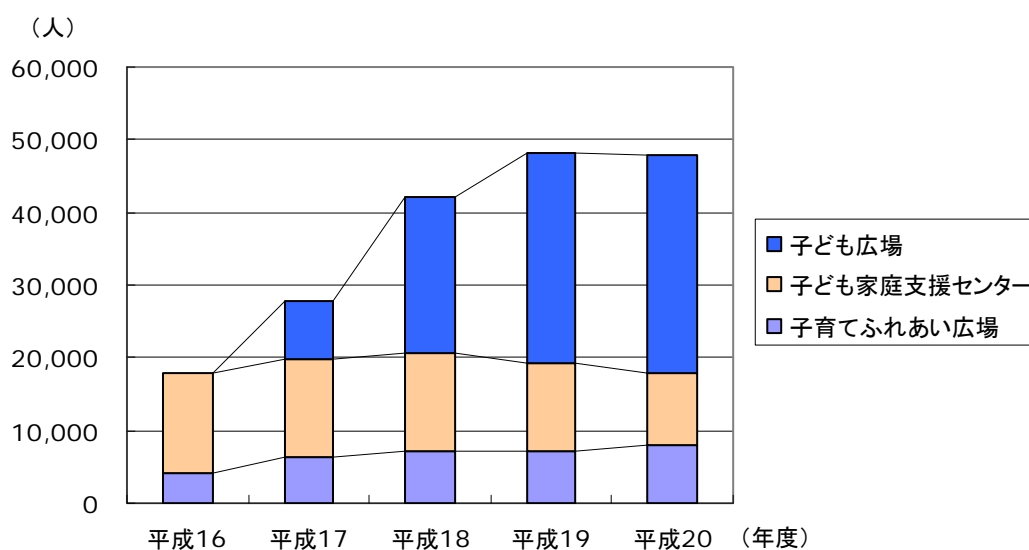
保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学3年生までの子どもの生活の場を提供するもの。

小平市では、各小学校敷地内に設置しており、平成21年4月現在、小学校19校に26クラブある。

⑧ 子どもと親子がふれあえる広場の状況

子どもと親子がふれあえる広場の利用状況を見ると、平成 17 年度に事業を開始した「子ども広場」^{→1}が、平成 18 年度に 1 か所増設して以降、利用者数が大きく伸びており、平成 20 年度には 29,965 人となっています。この間、子ども家庭支援センター^{→2}の利用者数はやや減少して、平成 20 年度には 10,010 人、「子育てふれあい広場」^{→3}の利用者数はやや増加して 7,877 人となっています。

図表 1-3-8 子どもと親子がふれあえる広場の利用者数



年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
延べ利用者数(人)					
子ども広場		7,985	21,294	28,895	29,965
子ども家庭支援センター	13,723	13,557	13,641	12,075	10,010
子育てふれあい広場	4,042	6,252	7,069	7,078	7,877

資料:児童課

※「子ども広場」の平成 17 年度実績は 10 月からの 6 か月間、平成 18 年度開設の 3 か所目は 11 月からの 5 か月間

→1 子ども広場

乳幼児と保護者、小学生、中学生を対象にした交流広場（平成 21 年度までの「子どもつどいの広場」から名称変更）。

平成 21 年 4 月現在、地域センター等 3 か所で 1 日 8 時間、週 4 日開設。

→2 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談への対応、広場での親子の交流の促進、子育て情報や講座の提供など、子育てを総合的に支援する施設。小平市では平成 16 年 1 月に開設した。

→3 子育てふれあい広場

乳幼児と保護者を対象にした交流広場。

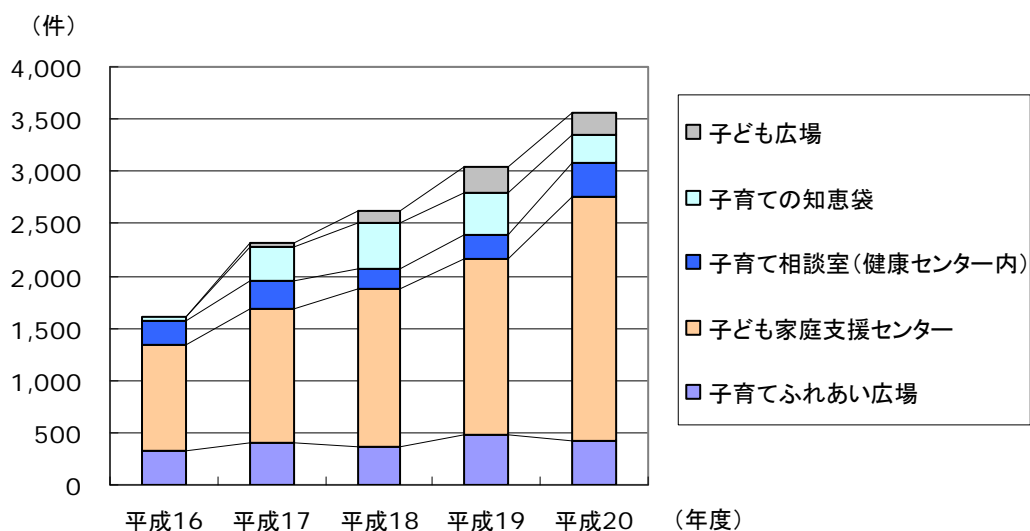
平成 21 年 4 月現在、地域センター 8 か所、児童館等 3 か所で 1 日 2 時間、月 3 日開設。

市立保育園 10 園でも月 2~5 日程度の園庭開放を実施している。

⑨ 子育て相談の状況

子育て相談の状況を見ると、平成 17 年度の「子ども広場」の開設、「子育ての知恵袋相談員」^{→1}の地域活動開始により、大きく増加しています。また、子ども家庭支援センターの相談件数が大きく増加しています。

図表 1-3-9 子育て相談の件数



相談件数(件)	年度				
	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
子ども広場		37	131	241	209
子育ての知恵袋	30	328	441	402	269
子育て相談室(健康センター内)	230	263	192	226	338
子ども家庭支援センター	1,020	1,274	1,497	1,702	2,320
子育てふれあい広場	324	411	370	470	427

資料:児童課

※「子ども広場」の平成 17 年度実績は 10 月からの 6 か月間、平成 18 年度開設の 3 か所目は 11 月からの 5 か月間

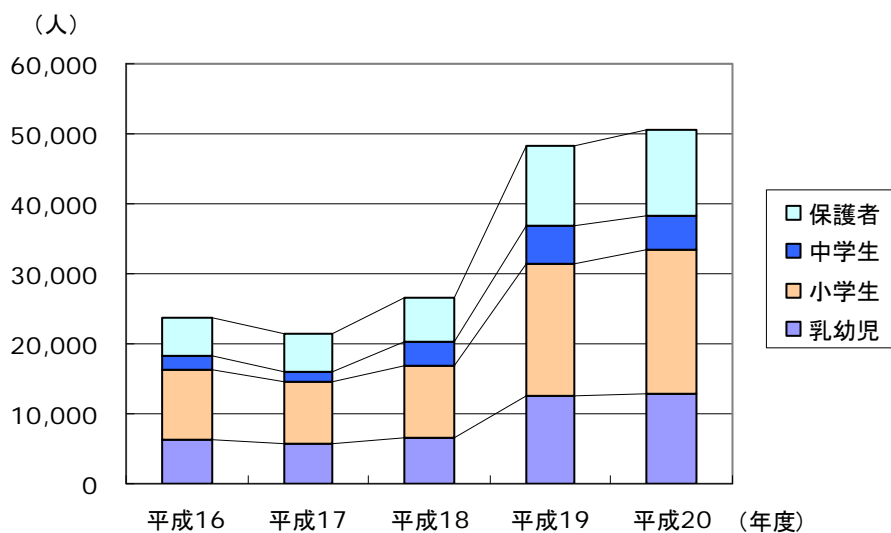
^{→1} 子育ての知恵袋相談員

公募により選任された市民と民生委員児童委員が身近な相談相手として活動する小平市独自の取組。
平成 21 年 4 月現在 32 人。

⑩ 児童館の状況

児童館^{→1}の利用者数は、市内2館目となる「小川町二丁目児童館」が平成19年2月に開館したことにより、大きく増加しています。

図表 1-3-10 児童館の利用者数(2館合計)



年度 利用者数(人)	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
保護者	5,458	5,479	6,129	11,414	12,041
中学生	1,887	1,410	3,505	5,574	5,029
小学生	10,173	8,686	10,169	18,837	20,388
乳幼児	6,156	5,832	6,708	12,471	12,983

資料:児童課

※平成18年度実績は小川町二丁目児童館開館の2月からの2か月間を含む2館合計

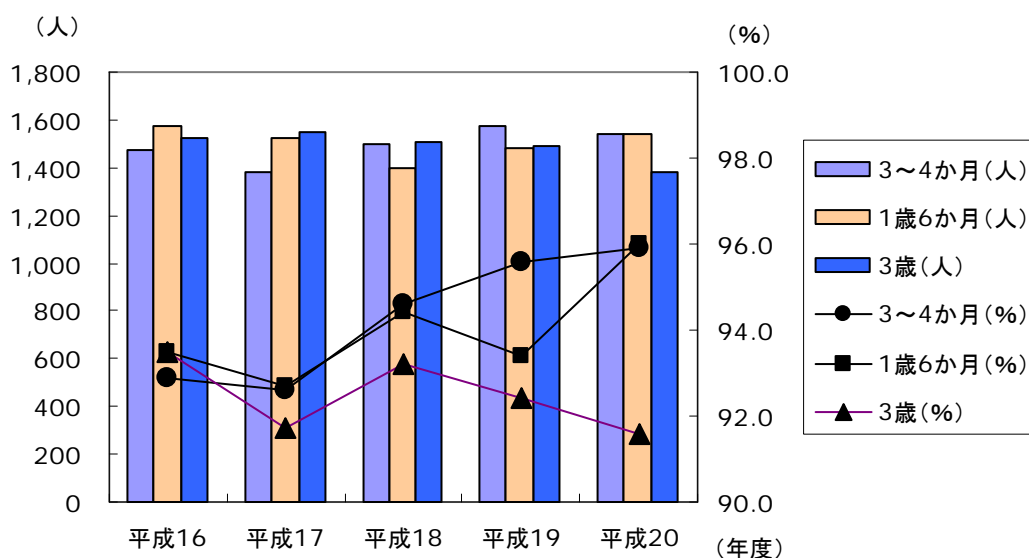
^{→1} 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進したり、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設（児童福祉施設の一つ）。

⑪ 乳幼児健康診査・新生児訪問の状況

乳幼児健康診査は、9割を超える高い受診率となっています。また、新生児訪問実施率は、平成20年度に「乳児家庭全戸訪問事業」^{→1}を開始したことにより、大きく上昇しています。

図表 1-3-11a 乳幼児健康診査の受診者数・受診率



上段は受診者数(人)、下段は受診率(%)

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
3~4 か月	1,470 92.9	1,382 92.6	1,495 94.6	1,577 95.6	1,538 95.9
1 歳 6 か月	1,573 93.5	1,526 92.7	1,399 94.4	1,480 93.4	1,537 96.0
3 歳	1,523 93.5	1,553 91.7	1,508 93.2	1,493 92.4	1,381 91.6

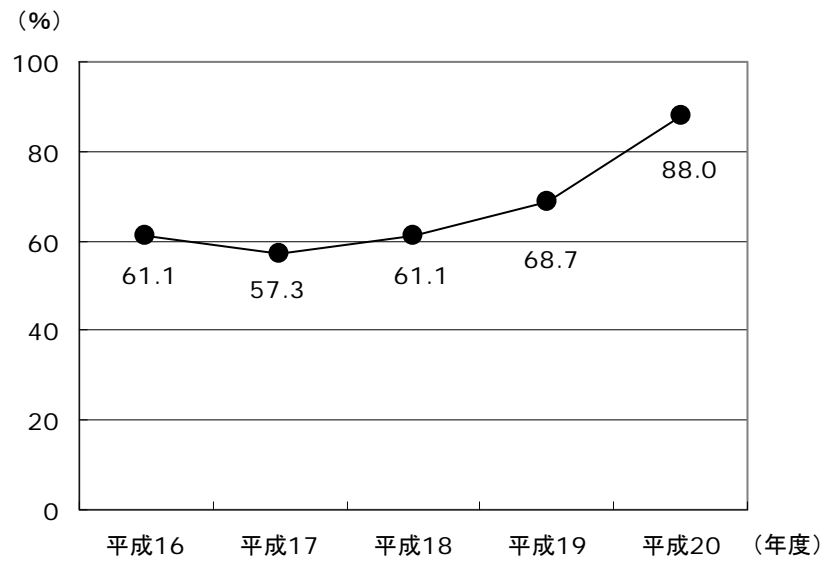
資料:健康課

^{→1} 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を提供したり相談に応じることによって、乳児家庭の孤立化防止、乳児の健全育成を図ることを目的としている。厚生労働省では、生後4か月までの全乳児の状況把握を目指して、平成21年度までに全市町村での実施を目標としている。

小平市では、従来の新生児訪問を拡充する形で平成20年度から実施している。

図表 1-3-11b 新生児訪問実施率



2 子育て家庭の生活実態と青少年の意識

本計画の策定に当たって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向などを把握するため、平成 20 年 11 月に「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

住民基本台帳より無作為抽出した就学前児童を持つ保護者 2,000 世帯と、小学 1 年生から 3 年生までの児童を持つ保護者 1,000 世帯に調査票を送付し、回収率は 58.0%でした。

調査結果は、保育サービス等の目標事業量を設定するためのニーズ量推計に使用したほか、今後の課題と施策について検討する際の資料として活用しました。

また、「小平市青少年の意識・実態調査」の結果も資料として活用しました。この調査は、「小平市青少年育成プラン」の改定に当たって、小中学生・高校生の生活実態を把握するため、平成 18 年 8 月に実施したものです。

(1) 次世代育成支援に関するニーズ調査

就学前児童・小学校児童に共通する設問の集計結果

① 子育て家庭の家族状況・就労状況

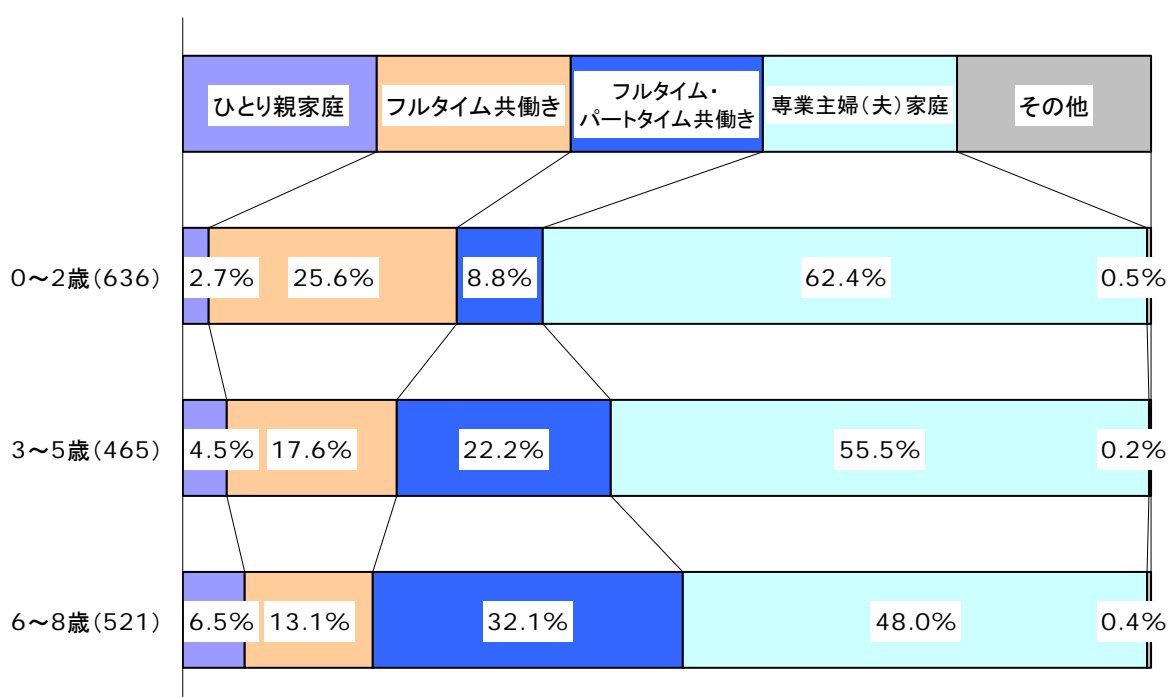
～ 専業主婦世帯が約半数を占める

子育て家庭の家族状況・就労状況（家族類型^{→1}）を見ると、どの年齢層でも専業主婦（夫）家庭が最も多く、半数から6割を占めていますが、子どもの年齢が上がるにつれて、その割合は減少する傾向にあります。

一方、両親ともに就労している家庭では、子どもの年齢が上がるにつれて、フルタイム共働きの割合が減少し、フルタイム・パートタイム共働きの割合が増加しています。

また、ひとり親家庭は、子どもの年齢が上がるにつれてやや増加しています。

図表 2-1-1 子育て家庭の家族状況・就労状況



→1 家族類型

ニーズ調査の回答結果に基づいて、以下のとおり分類しています。

- ①ひとり親家庭…母子家庭または父子家庭
- ②フルタイム共働き…両親ともにフルタイムで就労している家庭
- ③フルタイム・パートタイム共働き…父親または母親がフルタイムで就労し、もう一人の親がパートタイムで就労している家庭
- ④専業主婦（夫）家庭…父親または母親がフルタイムまたはパートタイムで就労し、もう一人の親は就労していない家庭
- ⑤その他…上の分類にあてはまらない家庭（両親ともにパートタイムで就労など）

② 親族や友人・知人からの支援の状況

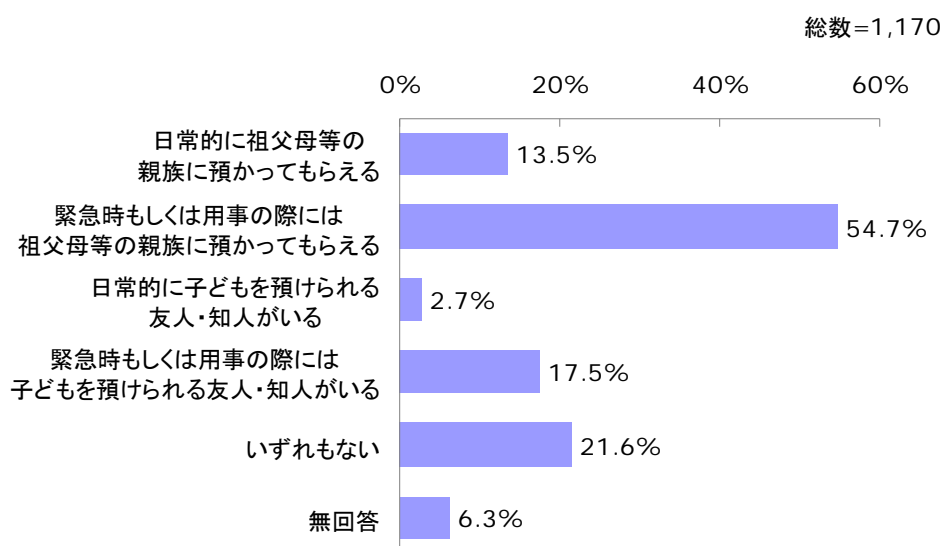
～ 「いずれもない」という回答は、就学前児童では約2割、小学生では1割余り

就学前児童、小学校児童とも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」という回答が半数前後と、最も多くなっています。

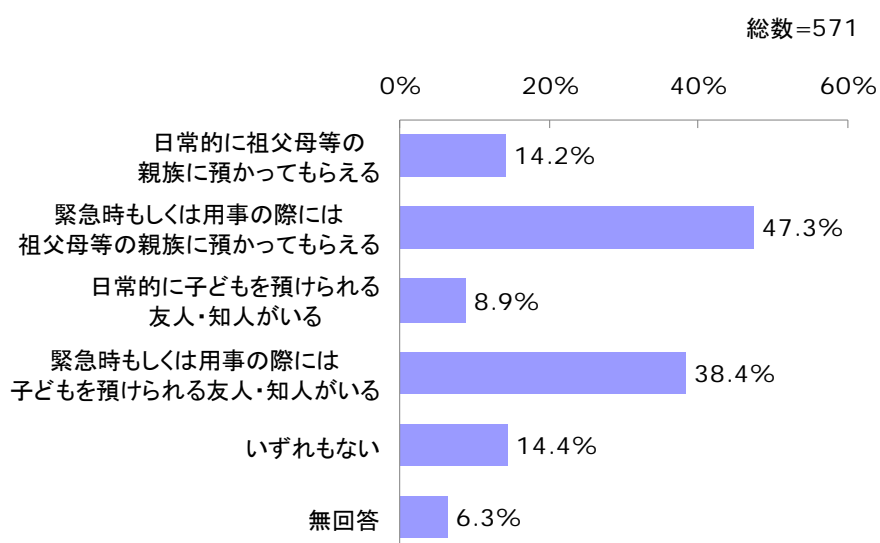
「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」という回答は、就学前児童では17.5%となっていますが、小学校児童では38.4%に増加しています。

一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童では21.6%、小学校児童では14.4%となっています。

図表 2-1-2a 親族や友人・知人からの支援の状況(就学前児童)



図表 2-1-2b 親族や友人・知人からの支援の状況(小学校児童)

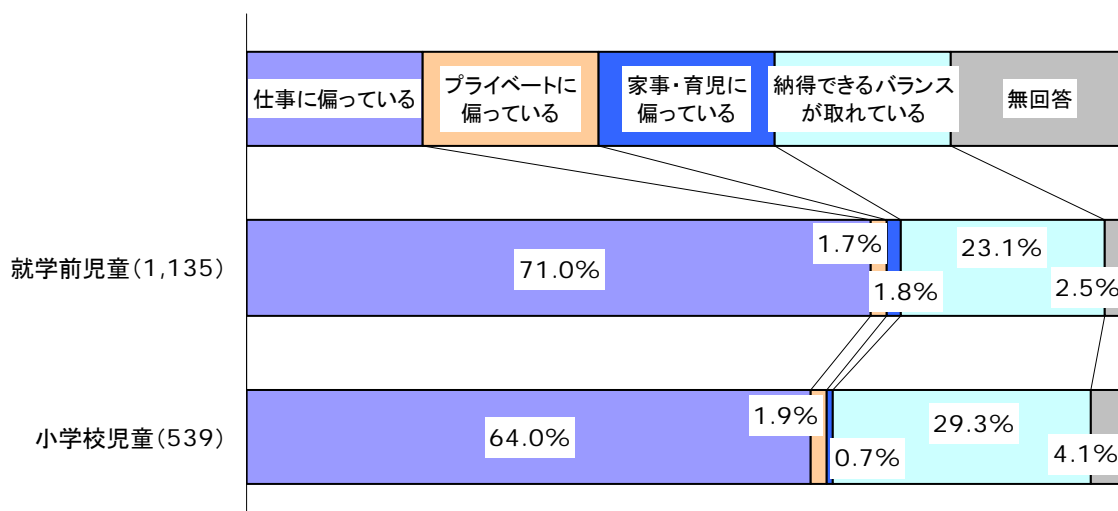


③ ワーク・ライフ・バランスの達成感 ～ 父親は「仕事中心」、母親は「家事・育児中心」

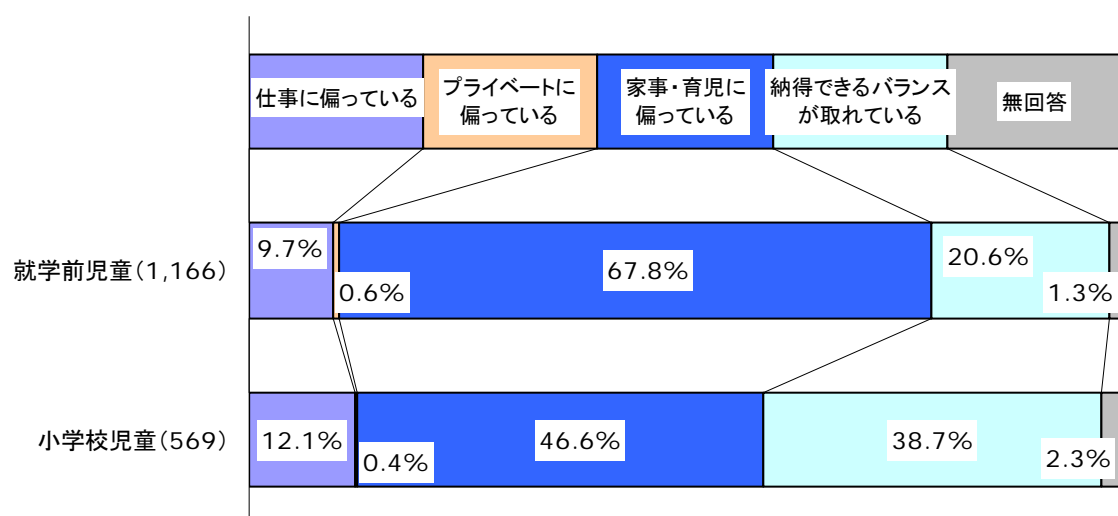
保護者に、『ワーク・ライフ・バランス^{→1}』（仕事と家事・育児、プライベートのバランス）について聞いたところ、父親の場合、就学前児童、小学校児童とも「仕事に偏っている」という回答が6～7割と多くなっています。「納得できるバランスが取れている」という回答は、就学前児童の父親の23.1%に対して、小学校児童の父親が29.3%と多くなっています。

母親の場合、「家事・育児に偏っている」という回答が多くなっていますが、就学前児童では67.8%であるのに対し、小学校児童では46.6%と少なくなっています。「納得できるバランスが取れている」という回答は就学前児童の20.6%に対して、小学校児童では38.7%と多くなっています。

図表 2-1-3a ワーク・ライフ・バランスの達成感(父親)



図表 2-1-3b ワーク・ライフ・バランスの達成感(母親)



^{→1} ワーク・ライフ・バランス

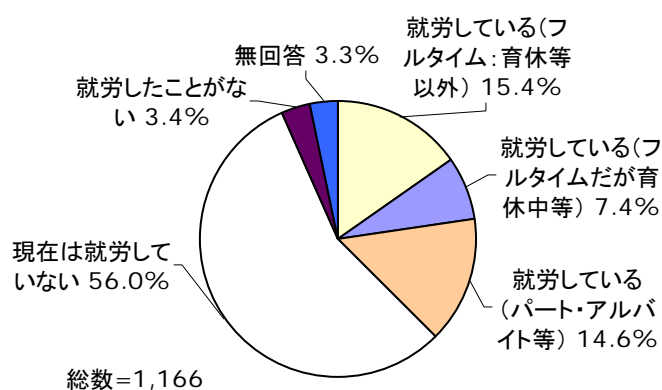
「仕事と仕事以外の生活の調和」を意味する。
本計画においては、特に「仕事と育児の両立」を意味する言葉として使用する。

(2) 就学前児童に関する設問の集計結果

① 母親の就労状況 ～ 就労している人は約4割

母親の就労状況について見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」という回答が56.0%と最も多く、次いで「就労している（フルタイム：産休・介護休業中は含まない）」が15.4%、「就労している（パート・アルバイト等）」が14.6%となっています。就労している人は約4割、就労していない人は約6割という結果でした。

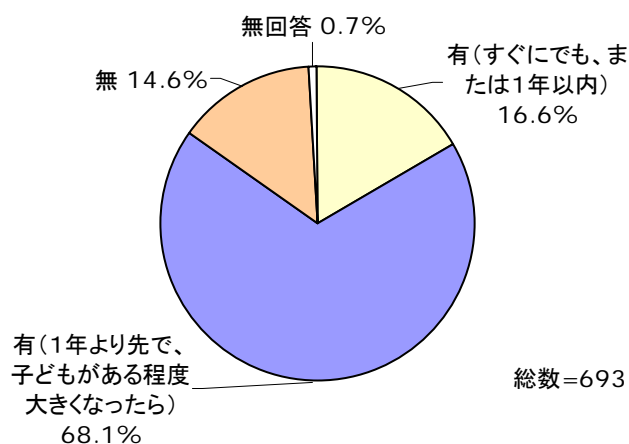
図表 2-2-1 母親の就労状況



② 母親の就労希望 ～ 8割以上が就労を希望

現在就労していない母親に、今後の就労希望の有無について聞いたところ、「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」という回答が68.1%と最も多く、次いで「有（すぐにでも、または1年以内に希望がある）」が16.6%、「無」が14.6%となっています。全体の8割以上の方が、就労を希望しているという結果でした。

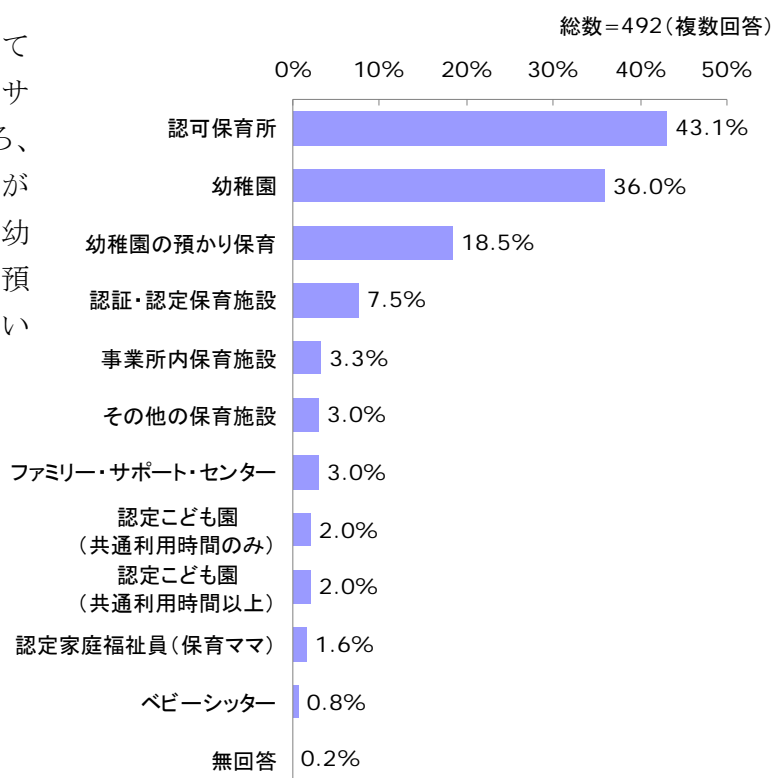
図表 2-2-2 母親の就労希望



③ 利用している保育サービス ～ 認可保育所、幼稚園がそれぞれ約4割

保育サービス¹⁾を利用して
いる人に、利用している保育サ
ービスの種類を聞いたところ、
「認可保育所」という回答が
43.1%と最も多く、次いで「幼
稚園」が36.0%、「幼稚園の預
かり保育」が18.5%となってい
ます。

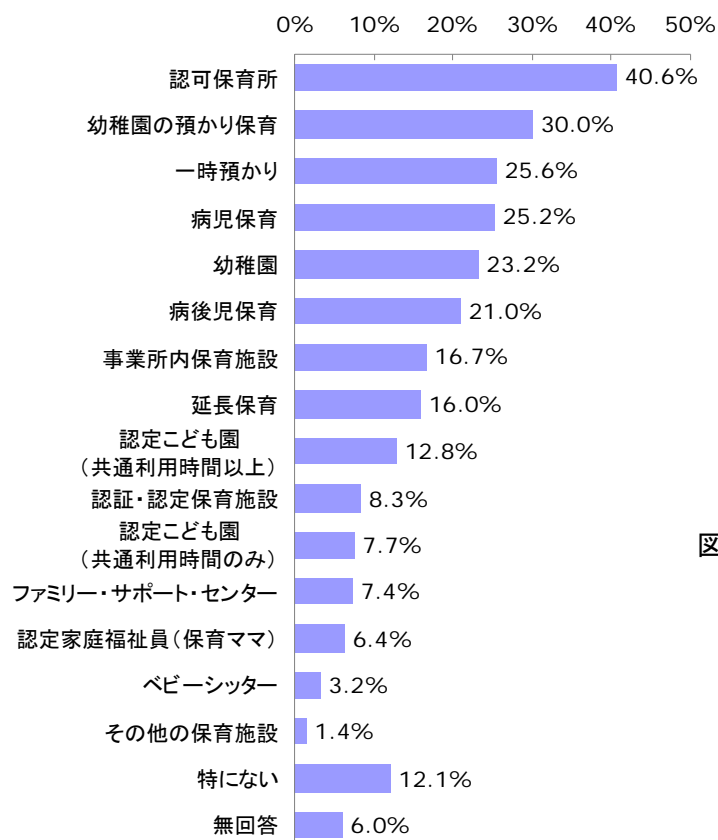
図表 2-2-3 利用している
保育サービス



④ 利用したい保育サービス

～ 認可保育所以外では、預かり保育、一時預かり、病児保育のニーズが上位

総数=1,170(複数回答)



今は利用していないが今後
利用したい、または利用して
いるがもっと利用したい保育
サービスについて聞いたところ、
「認可保育所」という回答
が40.6%と最も多く、次いで
「幼稚園の預かり保育」が
30.0%、「一時預かり」が25.6%、
「病児保育」が25.2%となっ
ています。

図表 2-2-4 保育サービスの
利用希望

→¹ 保育サービス

市立保育園、私立保育園、認定こども園、認定家庭福祉員（保育ママ）、事業所内保育施設、院内保育施設、認証保育所、認定保育室、その他の保育施設、幼稚園（通常の就園時間）、幼稚園（通常の就園時間を延長して預かるサービス）、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターで定期的に受けているサービス。

事業所内保育施設…企業が従業員用に運営する施設

幼稚園の預かり保育…幼稚園の通常の就園時間を延長して預かるサービス（夏休みなどの長期休暇期間には保育を行わない点で、アットホーム事業と異なる。）

※ただし、本調査では、アットホーム事業を含むものとして利用状況や今後の利用意向等を尋ねた。

ファミリー・サポート・センター…保育園への送迎など育児の援助を受けたい人と、援助を提供したい人が会員となって行う相互援助活動を支援するもの

一時預かり…私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス

病児保育…子どもの病気時の保育サービス

病後児保育…子どもの病気の回復期の保育サービス

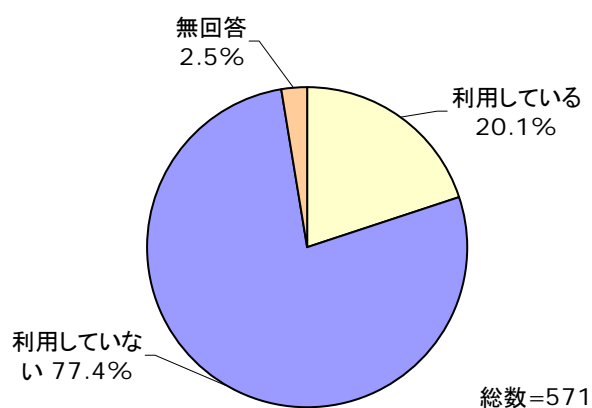
延長保育…通常の保育時間を延長するサービス

(3) 小学校児童に関する設問の集計結果

① 学童クラブの利用状況 ～ 利用している人は約2割

学童クラブの利用状況について見ると、「利用している」という回答は20.1%、「利用していない」という回答は77.4%となっています。

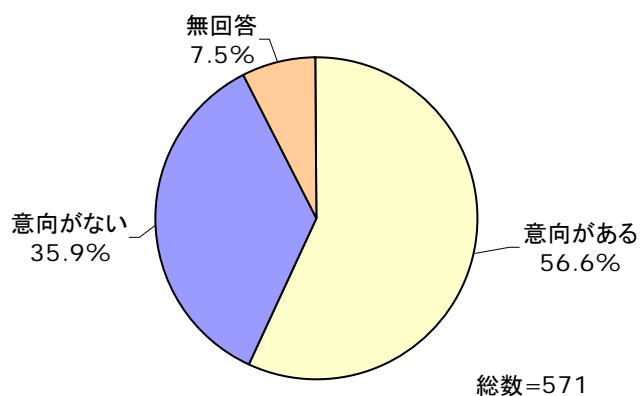
図表 2-3-1 学童クラブの利用状況



② 放課後子ども教室の利用意向 ～ 利用意向があるのは約6割

放課後子ども教室^{→1}の利用意向について見ると、「意向がある」という回答は56.6%、「意向がない」という回答は35.9%となっています。

図表 2-3-2 放課後子ども教室の利用意向



^{→1}放課後子ども教室

放課後や週末などに小学校施設を利用して、地域ボランティアの協力により、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、安全・安心な居場所を提供するもの。

小平市では、平成19年度から5校で開始し、20年度は8校で実施している。

(4) 青少年の意識・実態調査の結果

① 放課後の過ごし方 ～ 小学生では「友だちと遊ぶ」、中学生は「部活動やクラブ活動」

小中学生の放課後の過ごし方について見ると、小学生では「友だちと遊んでいる」という回答が 75.6%と最も多く、次いで「塾・習いごとに行っている」が 57.8%となっています。中学生では、「部活動やクラブ活動に参加している」が 80.2%と最も多く、次いで「塾・習いごとに行っている」が 46.9%となっています。

図表 2-4-1 放課後の過ごし方

	小学5年生		中学2年生	
1	友だちと遊んでいる	75.6%	部活動やクラブ活動に参加している	80.2%
2	塾・習いごとに行っている	57.8%	塾・習いごとに行っている	46.9%
3	自宅で過ごしている	40.4%	自宅で過ごしている	30.6%
4	学校で遊んでいる	9.5%	友だちと遊んでいる	19.2%
5	部活動やクラブ活動に参加している	6.2%	学校で遊んでいる	5.2%

※「その他」、「無回答」を除く

② 悩み事の相談相手 ～ 小学生は「母親」、中学生以上は「親友、友だち」

悩み事の相談相手について見ると、小学5年生では「母親」という回答が 72.0%と最も多くなっていますが、中学2年生、高校2年生では「親友、友だち」という回答が多くなっています。

図表 2-4-2 悩み事の相談相手

	小学5年生		中学2年生		高校2年生	
1	母親	72.0%	親友、友だち	57.7%	親友、友だち	63.8%
2	親友、友だち	36.7%	母親	46.1%	母親	44.3%
3	父親	28.4%	父親	9.3%	兄弟姉妹	11.8%
4	兄弟姉妹	8.0%	兄弟姉妹	8.2%	学校の先輩、後輩	8.9%
5	学校の先生	5.8%	学校の先輩、後輩	5.5%	父親	6.5%
-	誰もいない、または相談しない	8.0%	誰もいない、または相談しない	13.1%	誰もいない、または相談しない	10.6%

※上位5項目

③ 遊びの内容 ～ 小学生は「公園や近くの広場」、中学生は「買い物に行く」

遊びの内容を聞いたところ、小学5年生では「公園や近くの広場で遊ぶ」という回答が65.4%と最も多くなっています。中学2年生では「買い物に行く」が42.1%と最も多くなっています。小中学生いずれにおいても、「自分の家や友だちの家でゲームなどをする」という回答が次に多くなっています。

図表 2-4-3 遊びの内容

	小学5年生		中学2年生	
1	公園や近くの広場で遊ぶ	65.4%	買い物に行く	42.1%
2	自分の家や友だちの家でゲームなどをする	48.8%	自分の家や友だちの家でゲームなどをする	39.5%
3	児童館・地域センターなどで遊ぶ	32.3%	公園や近くの広場で遊ぶ	29.3%
4	自分の家でマンガ本などを読む	8.5%	児童館・地域センターなどで遊ぶ	24.0%
5	買い物に行く	5.0%	自分の家でマンガ本などを読む	10.9%

※「その他」、「無回答」を除く

④ 市へ望むこと

青少年のため市へ望むことを聞いたところ、小中学生、高校生いずれにおいても、「青少年が自由に遊べる場所を増やす」、「市の施設を青少年に使いやすようにする」という回答が上位を占めています。

図表 2-4-4 市へ望むこと

	小学5年生		中学2年生		高校2年生	
1	自由に遊べる場所を増やす	65.5%	自由に遊べる場所を増やす	62.7%	施設を使いやすいようにする	50.0%
2	施設を使いやすいようにする	38.2%	施設を使いやすいようにする	43.4%	自由に遊べる場所を増やす	45.9%
3	気軽に相談できる場所を増やす	29.8%	意見を聞く機会や場所を増やす	26.2%	意見を聞く機会や場所を増やす	30.1%
4	意見を聞く機会や場所を増やす	21.5%	気軽に相談できる場所を増やす	22.4%	気軽に相談できる場所を増やす	25.2%
	野外活動ができる場所を増やす	21.5%				

※「その他」、「無回答」を除く

3 現状分析と主な課題

前期計画では、子どもと家庭を取り巻く様々な問題を解決するための取組を推進してきました。その成果を踏まえた上で、引き続き課題となっている事からや、昨今の社会情勢、前述のニーズ調査結果から見えてきた新たな課題を以下に示します。

(1) 子育て家庭の不安や負担の解消

家庭で子育てをしている保護者の間で、子育ての負担感・孤立感が高まっていることが指摘されています。核家族化や近隣関係の希薄化が進む中で、家族や近所の人など周囲の支援を受けることが難しく、家庭の中で孤立したまま、一人で悩む保護者が増えている現状があります。

このような保護者の悩みや不安を解消するためには、保護者が一人で悩まないで、外部との交流を持つことで、子育て支援に関する情報を得たり、悩みを相談できるように支援することが必要です。

小平市では、地域センターなどの公共施設に「子ども広場」や「子育てふれあい広場」を開設し、親子が気楽に集まって、交流したり情報交換することができる場を提供してきました。また、保護者が悩みを気軽に相談できるよう、体制の整備と周知に努めてきました。

一方で、より深刻な悩みを抱える保護者ほど、外部との接触に消極的であったり、必要な情報を得ていないことが少なくありません。平成20年度から開始した「乳児家庭全戸訪問事業」では、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康状態や生活環境について助言を行うとともに、保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報の提供を行っています。

今後も、このような支援を引き続き実施するとともに、すべての子育て家庭に支援の手が届くよう、一層充実を図る必要があります。

(2) 多様な保育ニーズに対するサービスの充実

近年、就労を希望する母親の増加に伴い、保育ニーズが増大しており、平成21年4月時点での保育園の待機児童数は、全国で2万5千人余りに上っています。小平市では、幼稚園における預かり保育やアットホーム事業の実施、認定こども園への移行、認定家庭福祉員の拡充、保育園の定員弾力化などの取組によって、待機児童の解消に努めてきました。しかし、昨今の世界的な経済情勢の悪化や、子育て世帯の流入等により、平成21年4月時点の待機児童数は、前年の57人から96人に増加しました。

同様に、学童クラブに対するニーズも高まっており、小学生の放課後の居場所の確保も重要な課題となっています。小平市では、毎年4月には学童クラブの利用を希望するすべての児童を受け入れています。定員超過によるクラブの増設が続いています。小平市の学童クラブの特色として、児童の安全を考慮し、すべてのクラブを学校の敷地内に設置していることから、今後のニーズの増大に伴い、場所の確保や施設の整備が難しくなることも予測されます。

また、延長保育や、病児・病後児保育、一時預かりなど、保育ニーズの多様化が進んでいます。

限られた資源の中で、量的にも質的にも十分な保育サービスを提供しながら、多様化し増大するニーズにどのように対応していくのが、今後の課題となります。

(3) 児童虐待を防止する機能の構築

近年、全国的に児童虐待の増加と深刻化が大きな問題となっています。児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 11 年度には 11,631 件でしたが、平成 20 年度には 42,662 件と、10 年間で 4 倍近くに増加しています。平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村が第一義的な相談窓口となって以降、小平市においても相談件数は増え続け、平成 20 年度には 494 件の児童虐待相談を受けています。

虐待は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるとともに、何よりも子どもの人権を侵害するものであることを認識する必要があります。児童虐待を未然に防ぐためには、保護者の負担感・孤立感を解消するための支援策を充実させることや、子どもに関わる者はもちろん、地域における虐待防止の意識高揚を図る必要があります。

一方で、児童虐待が実際に起きてしまった場合や、起きる危険性が高いと考えられる場合には、早期発見・早期対応によって、子どもへの被害を最小限に止めなければなりません。虐待発生の背景には、様々な問題が複合的にからみ合っていることが多いことから、関係者が一人で抱え込むのではなく、連携・協力して対応することが重要です。そして、問題解決のためには、虐待を行った保護者を理解し、支援する視点も欠かせません。

小平市では、平成 19 年 7 月に、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所を始め、保育園、幼稚園、学校、民生委員児童委員、警察署、保健所、医師会等の関係機関との連携を強化してきました。今後は、協議会が有効に機能するよう運営のあり方を検討するとともに、地域全体で子育て家庭を見守り、支えていく体制づくりが課題となります。

(4) 子どもの健全な育成と自立を促す仕組みづくり

近年の子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。塾や習い事で忙しく、また、一人でインターネットやゲームに費やす時間が増えたことで、家族や友達と過ごす時間が減少する一方、核家族化や近隣関係の希薄化に伴い、保護者や教師以外の大人や、高齢者、乳幼児などの異なる世代と身近に接する機会も減少しており、社会性を育むうえで問題となっています。また、子どもが犯罪の被害者になる事件が後を絶たず、放課後に安全・安心に遊べる場所や、子どもが自立心を養える機会も十分与えられていないのが現状です。

小平市では、児童館や子ども広場、青少年センター、学校体育施設の開放、放課後子ども教室、公民館の「土曜こども広場」など、学習や遊び、イベント等を通じて、子どもが安全・安心に過ごせる場所を提供してきました。

今後は、大人の用意した枠組みの中で、与えられたメニューをこなすだけでなく、これらの活動に子ども自身が主体的に関わるよう、運営方法や内容を検討し、一層充実を図る必要があります。また、子どもを次代の親、社会の担い手として育成するために、命の大切さや子どもを生み育てることの意義を学ぶことのできる乳幼児とのふれあい体験や、職

業意識の醸成につながる職場体験などを、学校教育との連携の下、効果的に実施することも課題です。

そして、これまで、国、地方公共団体において進められてきた子育て支援策が、ともすれば親支援に偏りがちであったことの反省に立ち、すべての支援策について、子どもの健全な育ちや子ども自身の幸せの観点から改めて見直し、今後の計画推進に反映することが必要です。

(5) 地域全体で子育てを支えるまちづくり

子育ての第一義的な責任は親にあります。次代の社会の担い手を育てる営みは、地域や社会全体が担うべきものでもあります。しかし、近年は、近隣関係が希薄化したことで、子育ての負担が保護者だけに重くのしかかっており、このことが子育て家庭や子どもの成長に様々な問題を引き起こしています。また、子どもが犯罪や事故に遭わないよう、安全・安心に子育てができるまちづくりを進めるためにも、地域の力は不可欠です。

平成 17 年 10 月に事業を開始した「ファミリー・サポート・センター」は、地域における育児の相互援助活動を支援することを目的としています。育児の援助を望む利用会員と、これをサポートする提供会員はいずれも市民で、平成 20 年度末の会員登録数は 1,000 人を超えています。支援を必要としている保護者にとって、身近な提供会員の存在は、大きな支えであることはもちろん、この事業をきっかけに、子どもの保育を超えた新たなつながりー地域コミュニティーも形成されつつあります。他方、シルバー世代が大半を占める提供会員の側においても、子育て支援を通じて、社会に貢献できるという喜びや満足感を得られることが分かりました。他にも、学校支援ボランティア、放課後子ども教室、児童の登下校の見守り、防犯パトロールなど、市民が子育て支援に関わる多くの取組が積極的に行われています。これらは、自治会や民生委員児童委員、NPO 法人などを始め、多くの市民によって支えられているものです。

今後は、これらの活動の広がりや継続性をいかに確保していくかが、大きな課題となります。一部の市民に過重な負担をかけることなく、支援の輪を広げるためには、新たな人材の発掘と育成が必要です。また、初めての人でも活動に参加しやすいよう、情報提供・啓発に努めるとともに、既に活動している人に対しても、継続的なサポートが必要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現

近年の晩婚化、晩産化は少子化の大きな要因となっていますが、その背景には若年層の厳しい就労環境があると考えられます。仕事と子育ての両立に不安があるために、結婚や出産に踏み切れない人や、仕事のために子どもと十分に関わることができない人が増えていることが、少子化の進行や育児不安の高まりに影響を与えていると懸念されています。

「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果によると、就学前の子どもを持つ父親の 71.0%、小学生の子供を持つ父親の 64.0%が、生活が「仕事に偏っている」と回答しており、長時間労働のために、子どもと十分に関われない実態がうかがえます。

仕事と家庭・子育ての両立を実現するためには、行政による子育て支援や保育サービスの充実だけでなく、企業等の事業主の協力が不可欠です。子育ては、親はもちろん、地域

や企業等、社会全体で担うものであるという理解を深めてもらうため、企業等に対して積極的に働きかけを行うことが必要です。

また、子育ては母親が担うべきであるという考え方が、当事者にも企業や社会全体にも根強く残っており、このことが母親の出産後の就労継続や、父親の積極的な育児参加の妨げになっているとも考えられます。今後は、子育ては男女がともに担うべきものであり、父親の子育てへの関わりが重要であることを広く周知するとともに、父親の育児参加を促進する取組が必要です。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念

**安心、いきいき、
健やかな子育て・子育て・親育ちが
できるまち**

すべての子どもが健やかに成長していくためには、保護者が安心していきいきとした生活を送りながら、子育てできるようにすることが大切です。そのためにも、地域社会全体で保護者の**子育て**を支えていくことが必要です。

また、子どもは受け身で育てられるだけの存在ではなく、自らの中に成長していく力を持った存在です。子ども自身が持つ**子育て**の力を育てていくことも、大人が果たすべき大切な役割です。

さらに、親自身も単に子どもを育てるためだけの存在ではなく、子育てを通じて人間として成長していく存在でもあります。子どもと共に、日々成長していく保護者の**親育ち**を見守り、助けていくことも大切です。

この3つの観点から、本計画では、
「安心、いきいき、健やかな子育て・子育て・親育ちができるまち」
を、基本理念とします。

2 基本的な視点

すべての子育て家庭を支援する視点

子どもが幸せに育つ視点

地域全体で子育てを支える視点

すべての子育て家庭を支援する視点

一口に子育て家庭と言っても、両親が就労して保育を利用している家庭だけでなく、保護者が在宅で子育てをしている家庭、ひとり親家庭、障がい児のいる家庭、養育家庭など家族のかたちは多様であり、抱えている問題も様々です。このことを念頭に置きながら、「すべての子育て家庭を支援する視点」で、本計画を推進していきます。

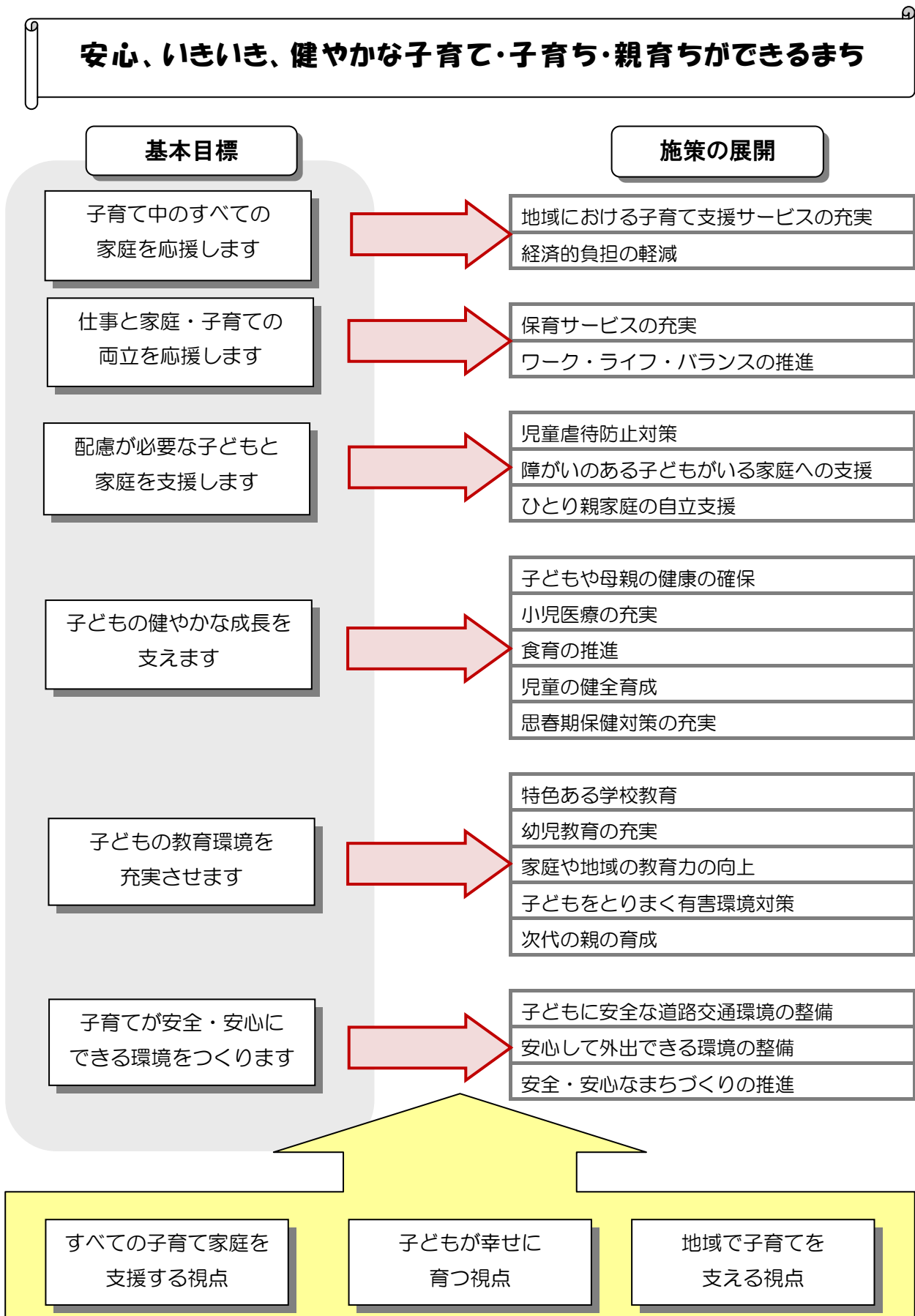
子どもが幸せに育つ視点

子育て中の保護者をサポートしていくことはもちろん大切ですが、子育て支援で最も重要なのは、子ども自身が幸せに育つことです。子どもが安心して幸福な生活を送り、健やかに成長できるように、「子どもが幸せに育つ視点」で、本計画を推進していきます。

地域全体で子育てを支える視点

子どもは次代の社会の担い手であり、養育のすべてを保護者だけに委ねるのではなく、地域全体で子どもの成長を支えていくことが大切です。地域全体で子育てを支えることで、保護者の負担を軽減するとともに、子どもが周囲の人とつながりながら成長できるように、「地域全体で子育てを支える視点」で、本計画を推進していきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 子育て中のすべての家庭を支援します

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- ▶ 少子高齢化、核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもと家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。家庭における養育力の低下が指摘され、子どもを生き育てることに不安を抱える親が増加している現状があります。

施策の方向性

- ▶ 子どもを養育する第一義的な責任は親にあることを基本認識として、家庭における養育力の向上を図るとともに、子どもを社会の宝として育てる風土の醸成、地域の養育力の向上を図ります。

事業

- | | | |
|---|---------------------------------------|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 子ども広場【児童課】
 拡充（3か所増設）▶ 子育てふれあい広場【児童課】
 整理統合を含めた内容の充実▶ 一時預かり【保育課】
 拡充（3か所増設） | } 後期計画において新たに実施、又は
拡充等の検討を予定している事業 | |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 子ども家庭支援センター【児童課】▶ のびのび子育て応援【児童課】▶ ファミリー・サポート・センター【児童課】▶ 子どもショートステイ【児童課】▶ 子育ての知恵袋【児童課】▶ 子育て・女性相談【児童課】【青少年男女平等課】▶ 保育園地域ふれあい【保育課】▶ 乳児家庭全戸訪問【健康課】▶ 公民館における家庭教育講座【公民館】 | | } 前期計画より引き続き実施する事業 |

(2) 経済的負担の軽減

現状と課題

- 昨今の世界的な経済環境の悪化は、家庭にも大きな影響を与えており、子育て家庭の負担感、将来への不安が増大している現状があります。

施策の方向性

- 国や東京都と連携しながら、引き続き子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

事業

- 認可外保育所保育料【保育課】
負担軽減について検討
- 児童手当の支給【児童課】
- 幼児養育費の支給【児童課】
- 乳幼児の医療費の助成【児童課】
- 義務教育就学児の医療費の助成【児童課】
- 私立幼稚園等園児保護者補助【保育課】
- 就学援助費の支給【学務課】
- 就学奨励費の支給【学務課】

2 仕事と家庭・子育ての両立を応援します

(1) 保育サービスの充実

現状と課題

- ▶ 共働き家庭の増加や雇用環境の変化、核家族化に伴う家庭の養育力の低下などから、保育ニーズが増大しています。
- ▶ 保育園の役割が従来の「保育に欠ける児童の保育」から「すべての子育て家庭への支援」にシフトしており、幼稚園には幼児教育に加えて、保育機能も求められています。

施策の方向性

- ▶ 保育園、幼稚園運営の柔軟化を図るほか、運営形態そのものを転換することによって、既存の資源を有効に活用しながら、多様な保育ニーズに対応します。
- ▶ 保育施設等による地域の子育て支援への貢献を促進します。

事業

- ▶ 認可保育所【保育課】
 - 市立保育園の改修推進、運営のあり方の検討
 - 私立保育園施設整備への補助
- ▶ 認定こども園【保育課】
 - 幼稚園アットホーム事業からの移行促進
- ▶ 認定家庭福祉員（保育ママ）【保育課】
 - 認可保育所等との連携促進
- ▶ 延長保育【保育課】
 - 拡充の検討
- ▶ 休日保育【保育課】
 - 実施の検討
- ▶ 病後児保育【保育課】
 - 拡充の検討
- ▶ 病児保育【保育課】
 - 実施の検討
- ▶ 学童クラブ【児童課】
 - 運営の弾力化等の検討
- ▶ 認証保育所・認定保育室【保育課】
- ▶ 第三者評価制度【児童課】【保育課】
- ▶ 人材育成（研修）【児童課】【保育課】
- ▶ 保育園地域ふれあい【保育課】<再掲>

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- ▶ 共働き家庭の増加、少子高齢化・核家族化の進行などにより、育児・介護に対する企業等の理解や、家庭における男性の役割への期待が大きくなっています。しかし、社会・職場環境、個人レベルにおいても、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに対する意識が浸透しているとは言えないのが現状です。

施策の方向性

- ▶ 子育てに対する企業等の理解を促進するとともに、小平市男女共同参画推進条例の周知を始め、男女共同参画社会を実現するための情報提供や啓発活動を積極的に行います。
- ▶ 男性の育児参加を促進する取組を進めます。

事業

- ▶ 男女共同参画推進【青少年男女平等課】
小平市男女共同参画推進条例の周知、広報誌の発行、フォーラム等の開催
- ▶ 市民懇談会の開催【青少年男女平等課】
- ▶ 男性の育児参加の促進【児童課】【青少年男女平等課】
講座の実施

3 配慮が必要な子どもと家庭を支援します

(1) 児童虐待防止対策

現状と課題

- ▶ 近年、児童虐待をめぐる法改正が行われ、児童相談所の権限が強化されるとともに、市町村レベルでの取組が推進されています。一方で、全国的にも小平市においても、児童虐待に関する相談件数は増加しており、複雑で高度な事例への対応が求められています。

施策の方向性

- ▶ 児童虐待への対応力の向上を図るとともに、児童虐待を予防するための取組を積極的に進めます。
- ▶ 地域住民に対する児童虐待防止の意識高揚を図ります。

事業

- ▶ 要保護児童対策地域協議会【児童課】
運営方法等の検討
- ▶ 子ども家庭支援センター【児童課】
対応力の向上及び予防効果のある講座の実施
- ▶ 養育支援訪問【児童課】
- ▶ 相談窓口の充実【児童課】
子育て支援事業関係者合同研修会の実施
- ▶ 児童虐待防止月間の取組【児童課】

(2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

現状と課題

- ▶ 障がいのある子どもとその家族だけでなく、すべての人が障がいについて正しい理解を持つことが必要です。
- ▶ 障がいの状態に応じて、子どもが持つ可能性を最大限に伸ばすとともに、保健・医療、教育・療育などの各種支援を提供する必要があります。

施策の方向性

- ▶ 障がいの有無にかかわらず、共に生活し支え合うことのできる地域社会を形成するために、積極的な啓発を行います。
- ▶ 乳幼児健康診査、保育園、幼稚園、学校の連携を強化し、乳幼児期から就学、卒業後まで一貫した支援を提供します。

事業

- ▶ 特別支援教育推進計画（仮称）の策定【障害者福祉課】【指導課】
- ▶ 小中学校のバリアフリー化【教育庶務課】
 - エレベーターの設置
- ▶ 保育園・幼稚園巡回発達相談【保育課】
- ▶ 学童クラブの障がい児受入【児童課】
 - 運営方法等の検討
- ▶ 特別児童扶養手当の支給【児童課】
- ▶ 児童育成手当（障害手当）の支給【児童課】
- ▶ 小平市心身障害児福祉手当の支給【児童課】
- ▶ 障害児福祉手当の支給【障害者福祉課】
- ▶ 心身障害者（児）福祉訪問員派遣【障害者福祉課】
- ▶ 移動支援【障害者福祉課】
- ▶ 日中一時支援【障害者福祉課】
- ▶ 短期入所【障害者福祉課】
- ▶ 児童デイサービス（障害者福祉センター：あすの子園）【障害者福祉課】
- ▶ 心身障害児通所訓練委託（緑成会整育園：トマト）【障害者福祉課】
- ▶ 心身障害児通所訓練等事業運営費補助（ゆうやけ子どもクラブ、ゆうやけ第2子どもクラブ、あすなろの家）【障害者福祉課】

(3) ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

- ▶ 近年、ひとり親家庭が増加しており、就労・自立のための支援を行っていますが、その生活は厳しい状況となっています。また、市に寄せられる相談の内容は、複雑・多様化しています。
- ▶ 母子家庭と比較して、父子家庭への支援が十分とは言えないのが現状です。

施策の方向性

- ▶ 就労支援を軸としながら、住居、子どもの養育、DVや離婚手続きの相談対応など、無理のない自立に向けた総合的な支援を提供するとともに、複雑・多様化する相談への対応力を向上させます。
- ▶ 父子家庭への支援策を検討します。

事業

- ▶ 高等技能訓練促進【青少年男女平等課】
- ▶ 父子家庭への支援【児童課】
支援策の検討
- ▶ 母子相談【青少年男女平等課】
- ▶ 母子家庭自立支援給付金【青少年男女平等課】
- ▶ 母子自立支援プログラム策定【青少年男女平等課】
- ▶ 母子福祉資金貸付【青少年男女平等課】
- ▶ ひとり親家庭ホームヘルプサービス【青少年男女平等課】
- ▶ 子育て・女性相談【児童課】【青少年男女平等課】
- ▶ ひとり親家庭医療費助成【児童課】
- ▶ 児童育成手当（育成手当）の支給【児童課】
- ▶ 児童扶養手当の支給【児童課】

4 子どもの健やかな成長を支えます

(1) 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- ▶ 良好な母子関係の構築と子どもの健全な成長・発達を促す意味においても、心身両面から母親を支援する必要性が増しています。しかし、核家族化、近隣関係の希薄化などにより、母親を支える機能が低下しており、育児困難や育児不安に対する支援が課題となっています。
- ▶ 健やかに子どもを生み育て、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。
- ▶ 病気や障がいの早期発見・早期治療（早期療育）を進めるためには、関係機関との連携が課題です。

施策の方向性

- ▶ 妊娠期から産じょく期、乳幼児期を通じて、子どもと母親の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査、訪問指導、健康教育・相談などの体制を整備します。
- ▶ 病気や障がいの早期発見・早期治療（早期療育）を進めるため、関係機関とのネットワーク構築に取り組みます。

事業

- ▶ 新生児・妊産婦訪問指導（乳児家庭全戸訪問）【健康課】
- ▶ 妊産婦健康診査等【健康課】
- ▶ マタニティクラス【健康課】
- ▶ 親と子のメンタル相談【健康課】
- ▶ 食を通じた健康づくり推進【健康課】
- ▶ 親子教室（たんぽぽ広場）【健康課】
- ▶ 3～4 か月児健康診査・産婦健康相談【健康課】
- ▶ 6～7 か月児・9～10 か月児健康診査【健康課】
- ▶ 1歳6か月児健康診査（一般・精密）【健康課】
- ▶ 1歳6か月児歯科健康診査【健康課】
- ▶ 3歳児健康診査（一般・精密）【健康課】
- ▶ 3歳児歯科健康診査【健康課】
- ▶ 乳幼児発達健康診査【健康課】
- ▶ 乳幼児歯科相談【健康課】
- ▶ 乳幼児の心理発達相談【健康課】

(2) 小児医療の充実

現状と課題

- ▶ 近年、全国的に産科医、小児科医の不足など医療体制が問題となっており、出産や育児への不安を招いています。

施策の方向性

- ▶ 引き続き、小児初期救急体制を確保するとともに、周産期医療機関との連携を図ります。

事業

- ▶ 小児初期救急体制の確保【健康課】
- ▶ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携【健康課】
- ▶ 周産期医療機関との連携【健康課】

(3) 食育の推進

現状と課題

- ▶ 食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少など、問題が多様化、深刻化する中、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。乳幼児期からの健全な食生活習慣確立への継続的な取組が必要です。

施策の方向性

- ▶ 親世代に対して、食事づくりに関する必要な知識・技術を伝える場を提供するとともに、食を通じた親子、家族、仲間、地域との関わりを深め、子どもの食べる力を豊かに育む支援を進めます。
- ▶ 家庭での基本的な食生活習慣の確立について、積極的な啓発活動を行います。
- ▶ 保育園や学校などにおいて、効果的な実践に取り組みます。

事業

- ▶ 標語・ポスターコンクール等の実施【健康課】【保育課】【学務課】
- ▶ 地場野菜の利用【学務課】
小中学校給食での利用促進
- ▶ 市内農家との連携【学務課】【産業振興課】
学童農園
- ▶ ふれあい食体験【健康課】
- ▶ 小平市栄養士連絡会【健康課】
- ▶ 保育所における食育の推進【保育課】
- ▶ 小学校における食育の推進【学務課】
- ▶ 学校給食センター見学及び試食会【学務課】
- ▶ 中学校給食訪問【学務課】

(4) 児童の健全育成

現状と課題

- ▶安全面での不安から、子どもが自立心を養える機会が不足しています。
- ▶親支援に重点が置かれがちで、子どもの育ちを支援する取組が十分ではないのが現状です。

施策の方向性

- ▶子どもが安全・安心に過ごすことができる場所を確保します。
- ▶子どもの自立心を養成する機会を提供します。
- ▶施設に入所している児童や養育家庭（里親）などへの理解を深め、地域で支援する風土を醸成します。

事業

- ▶ 児童館【児童課】
 - 3館目の建設
 - すべての児童館運営への指定管理者制度の導入
- ▶ 子ども広場【児童課】
 - 拡充（3か所増設）
- ▶ 放課後子ども教室【生涯学習推進課】
 - 拡充
- ▶ プレイパーク【水と緑と公園課】
 - 開設及び運営方法等の検討
- ▶ 芸術・文化に触れる機会の提供【地域文化課】
 - ルネこだいらとの連携
- ▶ ホームページの充実【秘書広報課】
 - キッズページ作成の検討
- ▶ 学童クラブ【児童課】
- ▶ 養育家庭制度の普及・啓発【児童課】
- ▶ 青少年センター【青少年男女平等課】
- ▶ 青少年問題協議会【青少年男女平等課】
- ▶ 青少年対策関係機関連絡会議【青少年男女平等課】
- ▶ 青少年対策地区委員会の活動支援【生涯学習推進課】
- ▶ こども会の育成【生涯学習推進課】
- ▶ ジュニアスポーツの育成推進【体育課】
- ▶ 学校体育施設の開放【体育課】
- ▶ 友・遊<土曜こども広場>【公民館】
- ▶ 公民館ジュニア講座【公民館】

(5) 思春期保健対策の充実

現状と課題

- ▶ 大人への移行期である思春期は、心と体が大きく揺れ動く時期です。薬物や性の問題の低年齢化、うつ症状を訴える子どもの増加など、問題が複雑、多様化しているのが現状です。
- ▶ 家庭と学校が対応する問題として捉えられることが少なくありませんが、それだけでは解決が困難な状況です。

施策の方向性

- ▶ 子どもが自らの心と体を守り、他者を尊重する気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及、意識啓発を行います。
- ▶ 家庭、学校だけでなく、社会全体の問題として捉えるように、地域における普及、啓発を図ります。

事業

- ▶ 青少年の薬物乱用防止【青少年男女平等課】
- ▶ 健康教育の推進【指導課】

5 子どもの教育環境を充実させます

(1) 特色ある学校教育

現状と課題

- ▶ 近年、学力や運動能力の低下、発達障がいや問題行動、不登校など、学校が抱える様々な問題が顕在化しています。

施策の方向性

- ▶ 次代の担い手である子どもを、社会の変化の中にあっても力強く生きていけるよう育成するとともに、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導を行います。
- ▶ 安全を確保したうえで、地域とともに、開かれた学校づくりを行います。

事業

- ▶ ティーチングアシスタント【指導課】
- ▶ 学校公開週間【指導課】
- ▶ 学校経営協力者【指導課】
- ▶ 学校支援ボランティア【指導課】【生涯学習推進課】
- ▶ 大学との連携【指導課】
- ▶ 帰国・外国籍の児童・生徒への支援【指導課】
- ▶ 中学校部活動支援【指導課】
- ▶ スクールカウンセラー【指導課】
- ▶ あゆみ教室【指導課】
- ▶ 教育相談【指導課】

(2) 幼児教育の充実

現状と課題

- 幼稚園の保護者においても、就労などの理由から保育ニーズが高まっており、幼稚園での預かり保育やアットホーム事業の利用が増加しています。

施策の方向性

- 幼児教育の重要性を考慮し、市内幼稚園の運営を支援します。
- 引き続き、幼稚園における保育機能の充実を促進します。

事業

- 私立幼稚園教育の振興【保育課】
- 幼稚園就園奨励費【保育課】
- 幼稚園・保育園・小学校の連携【保育課】
- 認定こども園【保育課】<再掲>

(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- ▶ 核家族化や近隣関係の希薄化による家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

施策の方向性

- ▶ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、自然環境や多彩な人材等の地域資源を活用することによって、家庭や学校では得ることが難しい学習や世代間交流の機会を提供します。

事業

- ▶ 小平地域教育サポート・ネット【生涯学習推進課】
拡充
- ▶ ホット HOT こだいらファミリーデイ【生涯学習推進課】
- ▶ 子ども読書活動推進【図書館】
- ▶ 放課後子ども教室【生涯学習推進課】<再掲>
- ▶ ジュニアスポーツの育成推進【体育課】<再掲>
- ▶ 友・遊<土曜こども広場>【公民館】<再掲>

(4) 子どもをとりまく有害環境対策

現状と課題

- ▶ インターネットや携帯電話の普及などにより、ネット上の掲示板がいじめの温床になったり、悪質なサイトを通じて子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもへの悪影響が懸念されています。

施策の方向性

- ▶ 有害サイトの遮断など、大人が予防策を講じることも重要ですが、子どもが自ら情報を取捨選択し、モラルをもって活用できるように、情報リテラシーと情報モラルの向上を図ります。

事業

- ▶ 情報教育の推進【指導課】
- ▶ 青少年の薬物乱用防止【青少年男女平等課】<再掲>

(5) 次代の親の育成

現状と課題

- ▶ 少子化や近隣関係の希薄化などの影響で、乳幼児に接する経験がないまま親になる人が増えており、乳幼児や子育てを身近に感じる機会を提供する必要性が高まっています。

施策の方向性

- ▶ 乳幼児とその保護者と交流できる体験の場を設けるなど、子どもを生き育てる意義や命の大切さを実感できる機会を提供します。

事業

- ▶ 青少年と乳幼児のふれあい体験【児童課】【指導課】
児童館と学校教育との連携による充実
- ▶ ボランティアの受入【児童課】【保育課】

6 子育てが安全・安心にできる環境をつくれます

(1) 子どもに安全な道路環境の整備

現状と課題

- ▶ 交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るための取組が必要とされています。

施策の方向性

- ▶ 引き続き、通学路を中心とした道路環境の整備を推進します。
- ▶ 子ども自身が自転車の安全な乗り方についての知識と技能を習得できるような取組を進めます。

事業

- ▶ 交通安全教室の開催【交通対策課】
効果的な内容の検討
- ▶ 道路環境整備【みちづくり課】【交通対策課】
- ▶ 通学路整備【交通対策課】

(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- ▶ 妊産婦や乳幼児、障がい児とその保護者などが、孤立することなく、安心して気軽に外出できる環境の整備が必要とされています。

施策の方向性

- ▶ 安全・安心、気軽に外出できる手段の確保と環境の整備を推進します。

事業

- ▶ 鷹の台駅と駅周辺のバリアフリー化【まちづくり課】
- ▶ 『赤ちゃん・ふらっと^{→1}』の推進【児童課】
- ▶ 公共施設のバリアフリー化【関係各課】
- ▶ ホームページの充実【秘書広報課】

^{→1} 赤ちゃん・ふらっと

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるためのおむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称。
東京都では、公園や児童館などの公共施設、その他小さな子どもを連れて出かける身近な地域に、平成 22 年度までに 600 か所整備することを目標としている。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ▶ 全国的に、子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子ども自身はもちろん、将来親となる世代にも不安が広がっています。
- ▶ 地震などの災害に対する懸念とともに、最近では新型インフルエンザなどの感染症も新たな脅威となっています。

施策の方向性

- ▶ 子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくり、地域づくりを推進するとともに、子ども自身の危険回避能力を養成します。
- ▶ 災害や感染症の発生時においても、子育て家庭が正しい知識と理解に基づいて適切に対応できるよう、啓発等を行います。

事業

- ▶ 公園整備（植栽管理、遊具点検）【水と緑と公園課】
- ▶ 街路灯整備【交通対策課】
- ▶ 通学路安全対策【交通対策課】
- ▶ 防犯リーダー講習会【防災安全課】
- ▶ 市内協力事業者による防犯パトロール【防災安全課】
- ▶ 自主防犯組織育成【防災安全課】
- ▶ 防犯の啓発【防災安全課】
- ▶ 防犯相談【防災安全課】
- ▶ こども 110 番のいえ【生涯学習推進課】
- ▶ セーフティ教室等の実施【指導課】
- ▶ 防災マニュアル等の普及・啓発【防災安全課】

第5章 重点施策

第2章の現状分析と主な課題を踏まえ、後期計画において重点的に取り組む施策を以下のとおりとします。

在宅で子育てをするすべての家庭に支援が届くように

0～2歳児の8割余りが在宅で過ごしています。これらの子育て家庭のすべてに支援の手が届くよう、取り組みます。

◇子ども広場など市内広場の拡充

現在3か所で開設している子ども広場を、6か所に増設することで、アクセスしやすくするとともに、子育てふれあい広場の開設日数を増やします。

◇一時預かり事業の拡充

一時預かりは、就労していない保護者でも気軽に保育サービスを利用できる大変ニーズの大きい事業です。現在2か所で実施していますが、今後5か所に増設します。

子どもの健全な育成と自立を促すために

子どもが安全・安心に、楽しく過ごせる場所を提供し、健やかな成長と自立を助けるよう、取り組みます。

◇子ども広場の拡充

現在3か所で開設している子ども広場を、6か所に増設します。

◇児童館の拡充(3館目の建設・指定管理者制度の導入)

3館目となる児童館を小川町一丁目に建設します。また、すべての児童館の運営に指定管理者制度を導入することによって、サービスの向上、提供するメニューなど内容の充実を図ります。

◇プレイパークの開設

プレイパークを開設します。

◇学校との連携による青少年と乳幼児のふれあい体験事業の充実

乳幼児とその保護者とのふれあい体験を、学校との連携の下、効果的に実施します。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために

仕事をしている人が、安心して子どもを生き育てられるよう、取り組みます。
就労の有無に関わらず、すべての家庭において父親の育児参加が進むよう、取り組みます。

◇保育サービスの充実

市立保育園については、老朽化した施設の建て替えにあわせ、そのあり方を検討するとともに、運営方法等を見直すことによって、定員の拡充とサービスの向上を図ります。

私立保育園については、施設の建て替え等の時機を捉えて、運営への助言・支援を提供するとともに、定員の拡充とサービスの向上を要請します。

幼稚園については、幼児教育の重要性を念頭に置きつつ、保護者の保育ニーズへの対応を要請するとともに、認定こども園への移行促進を図ります。

◇父親の育児参加促進

子ども家庭支援センターなどで提供する子育て講座や、市が主催する講演会、発行する刊行物等において、父親の育児参加を促進するテーマを積極的に取り上げます。

子育て支援への理解、協力を得られるよう、市内事業主との連携に努めます。

第 6 章 目標事業量

本計画に掲げられた事業のうち、保育サービスと主要な子育て支援サービスについて、計画の終了年度である平成 26 年度における目標事業量を設定しました。設定にあたっては、ニーズ調査結果を基に算出した平成 29 年度における推計ニーズ量と、これまでのサービス利用実績や今後の供給体制を勘案しました。

1 平日昼間の保育サービス

(1) 0～2 歳児の保育

認可保育所の平成 21 年度当初の定員は 693 人となっています。平成 26 年度の目標定員は 713 人と設定しました。

保育 5 サービス¹の平成 21 年度当初の定員は 1,129 人となっています。平成 26 年度の目標定員は 1,301 人と設定しました。

0～2 歳児の昼間の保育	平成 21 年度当初 定員	平成 26 年度 目標定員
認可保育所(人)	693	713
保育 5 サービス(人)	1,129	1,301

※現行の家庭福祉員制度の利用者数は、保育 5 サービスに含む。

また、国制度の導入については、計画策定時点では未定(3 歳以上についても同様)とする。

(2) 3 歳以上児の保育

認可保育所の平成 21 年度当初の定員は 1,113 人となっています。平成 26 年度の目標定員は 1,118 人と設定しました。

保育 5 サービスの平成 21 年度当初の定員は 1,186 人となっています。平成 26 年度の目標定員は 1,228 人と設定しました。

保育 6 サービス²の平成 21 年度当初の定員は 1,566 人となっています。平成 26 年度の目標定員は 1,683 人と設定しました。

3 歳以上児の昼間の保育	平成 21 年度当初 定員	平成 26 年度 目標定員
認可保育園(人)	1,113	1,118
保育 5 サービス(人)	1,186	1,228
保育 6 サービス(人)	1,566	1,683

2 夜間帯の保育サービス

延長保育の平成 20 年度の利用実績は 670 人となっています。平成 26 年度の目標事業量は 1,080 人と設定しました。

トワイライトステイ事業³については、現状では実施していませんが、今後、夜間帯の保育ニーズについて詳細に検討することとし、平成 26 年度の目標事業量をショートステイ事業⁴の拡充と合わせ、1 か所、2 人と設定しました。

夜間帯の保育		平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標事業量
延長保育	実施か所数	18	18
	利用者数(人)	670	1,080
トワイライトステイ事業	実施か所数	0	1 ^{※1}
	利用者数(人)	0	2 ^{※1}

※1 トワイライトステイ事業については、ショートステイ事業の利便性向上によって実施するため、利用者数はショートステイ事業との合計とする。

3 その他

その他の事業については、以下のように目標事業量を設定しました。

その他の保育／事業		平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標事業量
休日保育	実施か所数	0	1
	利用者数(人)	0	36
病後児保育	実施か所数	1	2
	利用者数(人)	66	1,952
放課後児童健全育成 (学童クラブ)	実施か所数	26	26
	利用者数(人)	1,184	1,739
一時預かり ^{※1}	実施か所数	2	5
	利用者数(人)	1,736	6,100
地域子育て支援 拠点 ^{→5}	実施か所数	3	6
ファミリー・サポート・ センター	実施か所数	1	1
ショートステイ	実施か所数	1	1

※1 平成 20 年度実績は児童福祉法改正(平成 21 年 4 月施行)前の一時保育事業によるもの

→¹ 保育5サービス

認可保育所、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育施設、認証・認定保育施設、その他の保育施設の5つの保育サービスの総称。

→² 保育6サービス

保育5サービスに、幼稚園の預かり保育を加えたもの。

→³ トワイライトステイ事業

残業などにより保護者の帰宅が遅くなる場合に、児童養護施設等で児童に生活指導や夕食の提供を行うもの。

→⁴ ショートステイ事業

保護者の病気・出張などにより児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に宿泊を伴う養育をするもの。

→⁵ 地域子育て支援拠点事業

地域において、子育て中の親子の交流等を促進する広場（子ども広場）の設置を行うもの。

第 7 章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、子育て支援に関わる関係機関を始め、自治会、民生委員児童委員、NPO 団体など市民との連携・協働の下で推進します。

また、計画策定時と同様、庁内関係課で構成する小平市次世代育成支援行動計画推進庁内会議を設置し、全庁的に計画の推進を図ります。

2 計画の進捗状況の把握

小平市子育て支援協議会において、本計画の実施状況の点検、計画の推進に関する協議を行います。

3 計画の実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法第 8 条第 6 項に基づき、毎年 1 回、本計画の実施状況を公表します。また、市民から意見を聴取し、その後の計画の推進、施策の展開などに反映します。

資 料 編
